

南越前町新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年3月 改定



目次

はじめに	1
第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画.....	3
第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等.....	3
第1 感染症危機を取り巻く状況.....	3
第2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定.....	3
第2節 町行動計画の作成と感染症危機対応.....	5
第1 町行動計画の作成.....	5
第2 新型コロナウイルス感染症対応での経験.....	5
第3 町行動計画改定の目的.....	6
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針.....	8
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方等.....	8
第1 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略.....	8
第2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方.....	9
第3 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ.....	11
第4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項.....	13
第2節 新型インフルエンザ等対策の対策項目と対策推進のための役割分担.....	16
第1 町行動計画における対策項目等.....	16
第2 対策推進のための役割分担.....	20
第3節 町行動計画の実効性を確保するための取組等.....	23
第1 町行動計画等の実効性確保.....	23
第2 実施体制	24
第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組.....	26
第1節 実施体制	26
第1 準備期	26
第2 初動期	27
第3 対応期	28
第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション.....	31
第1 準備期	31
第2 初動期	34
第3 対応期	35
第3節 まん延防止	39
第1 準備期	39
第2 初動期	39

第3 対応期	40
第4節 ワクチン	42
第1 準備期	42
第2 初動期	45
第3 対応期	48
第5節 保健	52
第1 準備期	52
第2 初動期	52
第3 対応期	53
第6節 物資	55
第1 準備期	55
第2 初動期	55
第3 対応期	55
第7節 町民生活および地域経済の安定の確保.....	57
第1 準備期	57
第2 初動期	58
第3 対応期	58
用語解説	62

はじめに

インフルエンザウイルスの性質が変わる(変異する)ことによって、これまでヒトに感染しなかったウイルスが、ヒトへ感染するようになり、さらにヒトからヒトへ感染するようになった場合、その変異したインフルエンザウイルスのことを新型インフルエンザウイルスといい、そのウイルスによって起こるインフルエンザを新型インフルエンザという。

これまで、いくつかの新型インフルエンザがおよそ 10～40 年の周期で発生しており、そうした場合、ほとんどの人がそのウイルスに対し抵抗力(免疫)を有していないためパンデミック(世界的な大流行)を起こす可能性がある。

平成 21 年4月、新型インフルエンザ(H1N1)が世界的大流行となり、我が国でも発生後1年余りで約 2,000 万人がかり患したと推計され、入院患者数は約 1.8 万人、死亡者数は 203 人となった。

他方、多くの鳥類に関する鳥インフルエンザのなかでも、ニワトリ、アヒルなどが死亡してしまうような高病原性鳥インフルエンザ(H5N1)が流行し、全世界で、平成 15 年3月から平成 24 年3月 26 日までに、598 名のヒトへの感染(うち 352 名の死亡)が確認されている。

このような状況から、国は、世界保健機関(World Health Organization:以下「WHO」という。)の公表した「WHO 世界インフルエンザ事前対策計画」を踏まえ、平成 17 年 11 月に「新型インフルエンザ対策行動計画」、平成 19 年3月に「新型インフルエンザ対策ガイドライン」を策定した。平成 20 年4月に成立した「感染症の予防および感染症の患者に関する医療に関する法律および検疫法の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 30 号)」や、更なる科学的知見の蓄積を踏まえ、平成 21 年2月に、新型インフルエンザ対策行動計画および新型インフルエンザ対策ガイドラインを抜本的に改正した。

また、平成 23 年9月、新型インフルエンザ(H1N1)対策の経験等も踏まえ、更に行動計画を改定するとともに、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成 24 年5月に新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「特措法」という。)が制定されるに至った。

特措法は、病原性¹の高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症が発生した場合に、国民の生命および健康を保護し、国民生活および経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置を定めたものであり、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)等と相まって、国全体としての万全な態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

¹ 「病原性」は、学術的には「病原体が病気を引き起こす性質」のことを指す用語であるが、政府行動計画と同様に本計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が病気を引き起こす性質および病原体による病気の重篤度」を指す言葉として用いている。なお、学術的に「病気を引き起こす性質」と「病気の重篤度」を区別する必要がある場合は、「病気の重篤度」を指す用語として「毒力」が使用される。

はじめに

県では、特措法の制定および特措法第6条に基づく新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成25年6月策定。以下「政府行動計画」という。)および新型インフルエンザ等対策ガイドライン(平成25年6月26日策定。以下「ガイドライン」という。)の作成を受け、福井県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)を策定した。

町では、県行動計画の策定を受けて、特措法第8条に基づき、新型インフルエンザ等に対する「南越前町新型インフルエンザ等対策行動計画」(以下「町行動計画」という。)を策定した。

新型インフルエンザ等発生時には、町行動計画に基づき、従来の感染症対策の枠組みを超え、危機管理としての認識のもと、全庁横断的な取組みを強力に推進することとする。

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画

第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

第1 感染症危機を取り巻く状況

近年、地球規模での開発の進展により、開発途上国等における都市化や人口密度の増加、未知のウイルス等の宿主となっている動物との接触機会の拡大が進んでおり、未知の感染症との接点が増大している。さらに、グローバル化により各国との往来が飛躍的に拡大しており、こうした未知の感染症が発生した場合には、時を置かずして世界中に拡散するおそれも大きくなっている。

これまでも重症急性呼吸器症候群(SARS)やジカウイルス感染症等の感染拡大が発生し、さらには 2020 年以降、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)²(以下「新型コロナ」という。)が世界的な大流行(パンデミック)を引き起こす等、新興感染症等は国際的な脅威となっている。引き続き、世界が新興感染症等の発生のおそれに直面していることや、感染症危機が広がりやすい状況に置かれていることを改めて認識する必要がある。

しかし、こうした新興感染症等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、発生そのものを阻止することは不可能である。このため、平時から感染症危機に備え、より万全な体制を整えることが重要である。

また、パンデミックを引き起こす病原体として人獣共通感染症であるものも想定される。パンデミックを予防するためにも、「ワンヘルス」の考え方により、ヒトの病気等に注目するだけでなく、ヒト、動物および環境の分野横断的な取組が求められる。ワンヘルス・アプローチ³の推進により、人獣共通感染症に対応することも重要な観点である。

このほか、既知の感染症であっても、特定の種類の抗微生物薬が効きにくくなるまたは効かなくなる薬剤耐性(AMR)を獲得することにより、将来的な感染拡大によるリスクが増大するものもある。こうした AMR 対策の推進等、日頃からの着実な取組により、将来的な感染拡大によるリスクを軽減していく観点も重要である。

第2 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、パンデミックとなり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、コロナウイルスのような既知の病原体であっても、ウイルスの変異等によりほとんどの人が免疫を獲得していない新型のウイルスが出現すれば、パンデミックになることが懸念される。

² 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(2020 年1月に、中華人民共和国から世界保健機関(WHO)に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるもの。

³ 人間および動物の健康ならびに環境に関する分野横断的な課題に対し、関係者が連携してその解決に向けて取り組むこと。

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画
 第1節 新型インフルエンザ等対策特別措置法の意義等

さらに、未知の感染症である新感染症についても、その感染性⁴の高さから社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

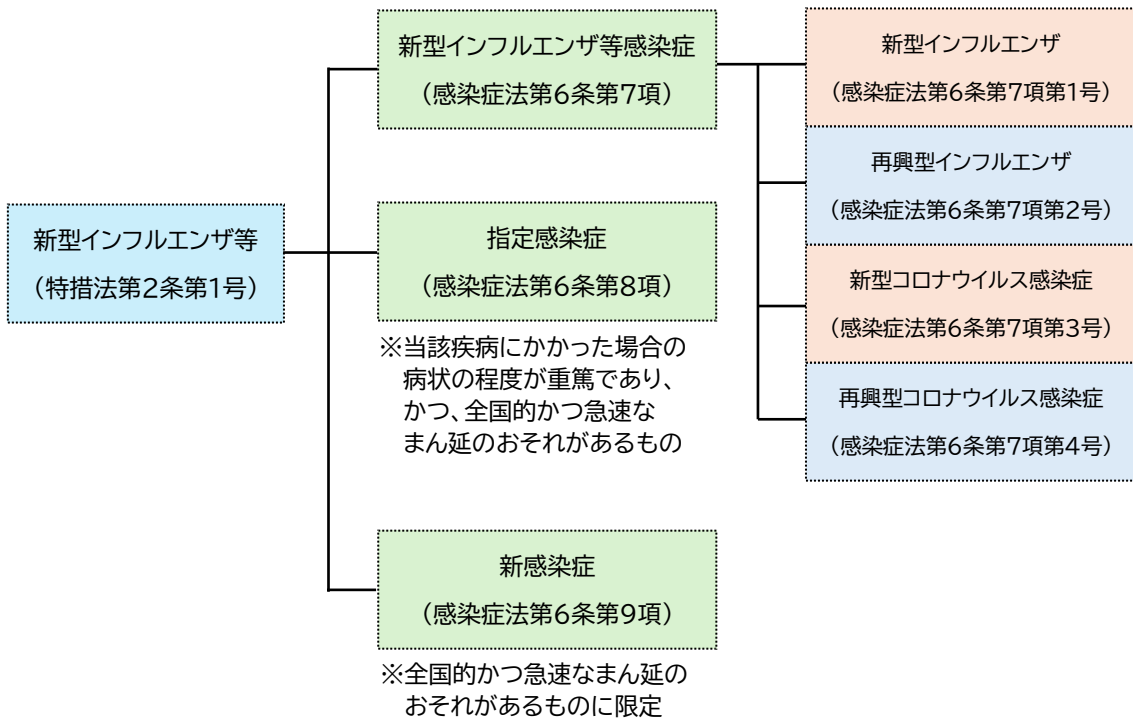
特措法は、病原性が高い新型インフルエンザ等感染症、同様に危険性のある指定感染症および新感染症が発生した場合に、国民の生命および健康を保護し、国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定(地方)公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置、まん延防止等重点措置、緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症法等と相まって、国全体としての万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

特措法の対象となる新型インフルエンザ等は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、全国的かつ急速にまん延し、かつ、病状の程度が重篤となるおそれがあり、また、国民生活および国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあるものであり、具体的には、

- ① 新型インフルエンザ等感染症
- ② 指定感染症(当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- ③ 新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

である。

図表 1 新型インフルエンザ等



⁴ 「感染性」は、学術的には「病原体が対象に感染する能力とその程度」のことを指す用語であるが、政府行動計画と同様に本計画においては、分かりやすさの観点から、「病原体が対象に感染する能力とその程度および感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」のことを指す言葉として用いている。なお、学術的には、「感染者から次の対象へ感染が伝播する能力とその程度」を指す用語として「伝播性」が使用される。

第2節 町行動計画の作成と感染症危機対応

第1 町行動計画の作成

国では、特措法が制定される以前から、新型インフルエンザに係る対策に取り組んでいた。平成17年に、「世界保健機関世界インフルエンザ事前対策計画⁵」に準じて、「新型インフルエンザ対策行動計画」を作成して以来、数次の部分的な改定を行ってきた。

平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の経験を経て、病原性の高い新型インフルエンザが発生し、まん延する場合に備えるため、平成23年に新型インフルエンザ対策行動計画を改定した。併せて、新型インフルエンザ(A/H1N1)対応の教訓等⁶を踏まえつつ、対策の実効性をより高めるための法制の検討を重ね、平成24年4月に、特措法を制定した。

平成25年には、特措法第6条の規定に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」(平成25年2月7日)を踏まえ、政府行動計画を作成し、令和6年7月に初めてとなる抜本改正を行った。

県においては、平成25年12月に県行動計画を策定し、発生に備えた対応を行ってきた。

このたび、改定された政府行動計画に基づき、県の行動計画を改定⁷されたことを踏まえ、町行動計画を改定する。

町行動計画は、県行動計画を基準とし、新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針や町が実施する措置等を示すとともに、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナ等以外の新たな感染症等が流行する可能性も想定しつつ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示す。

なお、県は、政府行動計画と同様、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見、新型インフルエンザ等対策の経験や訓練等を通じた改善を踏まえて、定期的な検討を行い、適時適切に県行動計画の変更を行うものとしており、町においても必要に応じて町行動計画の見直しを行う⁸ものとする。

第2 新型コロナウイルス感染症対応での経験

- 令和元年12月、中華人民共和国湖北省武漢市で原因不明の肺炎が集団発生し、令和2年1月には我が国でも新型コロナの感染者が確認された。
- その後、同月には閣議決定による政府対策本部(新型コロナウイルス感染症対策本部)が設置され、同年2月には新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の立上げや「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の決定等が行われた。同年3月には特措法が改正され、新型コロナを特措法の適用対象とし、特措法に基づく政府対策本部の設置、基本的対処方針

⁵ “WHO Global Influenza Preparedness Plan” 2005年WHOガイダンス文書。

⁶ 新型インフルエンザ(A/H1N1)対策の検証結果は、厚生労働省において、2010年6月、新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議報告書として取りまとめられた。

⁷ 特措法第7条

⁸ 特措法第8条

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画

第2節 町行動計画の作成と感染症危機対応

(特措法第18条第1項に規定する基本的対処方針をいう。以下同じ。)の策定が行われる等、特措法に基づき政府を挙げて取り組む体制が整えられた。

- 県においては、令和2年2月18日に県新型コロナウイルス感染症警戒本部を設置し、同月28日に特措法に基づく福井県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置した。令和2年3月18日に県内で初めて新型コロナの感染者が確認された。
- 令和2年2月18日に県新型コロナウイルス感染症警戒本部設置に伴い、町新型コロナウイルス感染症警戒本部を設置し、翌3月19日に特措法に基づく町新型コロナウイルス感染症対策本部に移行し、全庁的な対応を行い、県と連携して、新型コロナ対策に取り組んだ。
- 情報提供・共有、リスクコミュニケーションについては、町のホームページ等での一元的な情報発信を実施した。
- まん延防止については、感染者数や病床使用率等の指標に基づいた県のまん延防止等重点措置等の発令等により、町民および事業者等に感染対策を呼びかけ、意識づけを行った。また、県と連携して、徹底した積極的疫学調査および濃厚接触者や接触可能性のある人を含めた幅広いPCR検査により、感染者の早期発見・早期治療につなげ感染拡大の防止を図った。
- ワクチンについては、集団接種を行う町内接種会場を設置し、接種体制の強化を行った。また、副反応等、医学的知見が必要となる相談の対応窓口として、県と連携して、県の新型コロナワクチン相談センターへの一元的な対応を図った。
- 保健については、感染状況や感染症業務への対応状況を踏まえ、相談や健康観察について、県と連携して、県が設置した新型コロナ総合相談センターへの一元的な対応を図った。
- 町民生活および地域経済の安定の確保については、県民行動指針により、生活関連物資等の過剰な購入防止を呼び掛けたほか、町民等が生活関連物資等を安定して入手できるよう取り組んだ。また、県の制度融資や雇用維持のための事業主応援金、デジタルを活用した買い物割引の「ふく割」や旅行支援「ふくい de お得キャンペーン」等、県の取組を支援するとともに、町独自の取組みとして、町内の飲食店活性化事業や消費応援クーポン「みなこい割」の発行等、事業者支援や消費喚起策を幅広い分野で実施した。
- そして、国内感染者の確認から3年余り経過した2023年5月8日、新型コロナが感染症法上の5類感染症に位置付けられ、同日に政府対策本部および基本的対処方針が、県においても同日付けで県対策本部が廃止された。
- 町においては、同日付けで町対策本部が廃止し、以降、医療ひっ迫が生じることのないよう、医療提供体制を確保しつつ、自律的な通常医療への移行に取り組んだ。

第3 町行動計画改定の目的

今般の町行動計画の改定は、令和6年7月に新型コロナへの対応(以下「新型コロナ対応」という。)の経験やその課題を踏まえ抜本改正された政府行動計画、令和7年3月に改定された県行

第1章 新型インフルエンザ等対策特別措置法と町行動計画
第2節 町行動計画の作成と感染症危機対応

動計画と同様に、実際の感染症危機対応で把握した課題を踏まえ、次の感染症危機でより万全な対応を行うことを目指して対策の充実等を図るために行う。

国は、令和5年9月から開催した新型インフルエンザ等対策推進会議において、新型コロナ対応を振り返り、課題の整理をしたところ、

- 平時の備えの不足
- 変化する状況への柔軟かつ機動的な対応
- 情報発信

が主な課題として挙げられた。

こうした新型コロナ対応の経験やその課題を踏まえ、次なる感染症危機対応を行うに当たっては、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた、感染症危機に強くてしなやかに対応できる社会を目指すことが必要である。

こうした社会を目指すためには、

- 感染症危機に対応できる平時からの体制整備
- 国民生活および地域経済活動への影響の軽減
- 基本的人権の尊重

の3つの目標を実現する必要があるとされた。

町としても、これらの目標を実現できるよう、政府行動計画および県行動計画の改定を踏まえ、関係機関・団体等からの意見を反映して、町行動計画を改定する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方等

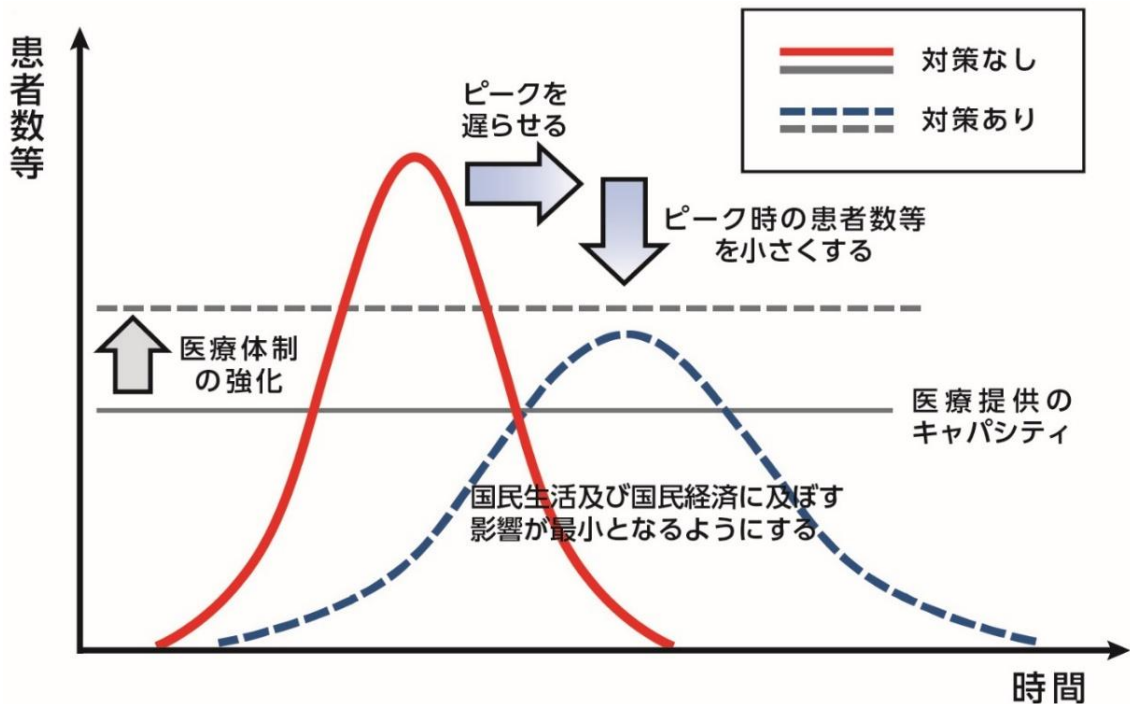
第1 新型インフルエンザ等対策の目的および基本的な戦略

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、また、その発生そのものを阻止することは不可能である。病原性が高く、まん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、町民の生命および健康や、町民生活および地域経済にも大きな影響を与えかねない。新型インフルエンザ等については、長期的には、町民の多くが患するおそれがあるものであるが、患者の発生が一定の期間に偏ってしまった場合は、医療提供体制の限界を超えてしまうということを念頭に置きつつ、新型インフルエンザ等対策を町の危機管理に関わる重要な課題と位置付け、次の2点を主たる目的として対策を講じていく必要がある⁹。

(1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命および健康を保護する。

- 感染拡大を抑えて、流行のピークを遅らせ、医療提供体制の整備等のための時間を確保する。
- 流行のピーク時の患者数等をなるべく少なくして医療提供体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、患者数等が医療提供体制の限界を超えないようにすることにより、治療が必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。
- 適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

図表 2 対策の概念図



⁹ 特措法第1条

(2)町民生活および地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

- 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行うことにより、町民生活および地域経済活動への影響を軽減する。
- 町民生活および地域経済の安定を確保する。
- 地域での感染対策等により、欠勤者等の数を減らす。
- 事業継続計画の作成や実施等により、医療提供の業務または町民生活および地域経済の安定に寄与する業務の維持に努める。

第2 新型インフルエンザ等対策の基本的な考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。過去の新型インフルエンザや新型コロナウイルスのパンデミックの経験等を踏まえると、特定の事例に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。なお、町行動計画は、「市町村行動計画作成の手引き(令和6年12月26日)」に沿って作成し、政府行動計画および県行動計画を勘案し、また、「南越前町地域防災計画」など町の関連計画との整合を図り、特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等以外の新たな呼吸器感染症等が流行する可能性を想定しつつ、発生した新型インフルエンザ等の特性を踏まえ、様々な状況で対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

町においては、科学的知見等も踏まえ、地理的な条件、少子高齢化、交通機関の発達度等の社会状況、医療提供体制、受診行動の特徴等の町民性も考慮しつつ、各種対策を総合的かつ効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指し、その上で、新型インフルエンザ等の発生前から流行状況が終息するまでの状況に応じて、次の点を柱とする一連の流れを持った戦略を確立する。

なお、実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、感染症の特徴、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性¹⁰等)、流行の状況、地域の実情その他の状況を踏まえ、人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性および対策そのものが町民生活および地域経済に与える影響等を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するものの中から、実施すべき対策を選択し決定する。

- 発生前の段階(準備期)では、地域における医療提供体制の整備や抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄、ワクチン等の供給体制の整備、町民に対する啓発や町による事業継続計画等の策定、DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進や人材育成、実践的な訓練の実施による対応体制の定期的な点検や改善等、新型インフルエンザ等の発生に備えた事前の準備を周到に行っておくことが重要である。
- 新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生した段階(初動期)では、県と連携して、直ちに初動対応の体制に切り替える。

¹⁰ 薬剤感受性とは、感染症の治療に有効な抗微生物薬に対する感受性(有効性または抵抗性)をいう。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

第1節 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方等

- 県内の発生当初の封じ込めを念頭に対応する時期(対応期)では、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染リスクのある者の外出自粛やその者に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じて、県の要請に沿い、不要不急の外出の自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講ずる。
- なお、県内外の発生当初の病原性や感染性等に関する情報が限られている場合には、過去の知見も踏まえ、病原性や感染性等が高い場合のリスクを想定し、封じ込めを念頭に強力な対策を実施するが、常に新しい情報を収集・分析し、対策の必要性を評価し、更なる情報が得られ次第、感染拡大のスピードを抑制し、県と連携して、可能な限り感染者数等を減少させるための対策等、適切な対策へと切り替えることとする。また、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小や中止を図る等の見直しを行うこととする。
- 県内で感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期(対応期)では、県と連携して、医療提供体制の確保や町民生活および地域経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。なお、社会の緊張が高まり、変化する状況の対策については、県と協力して、社会の状況を把握し、状況に応じて臨機応変に対処していく。
- 町は、地域の実情に応じて、県対策本部と協議の上、柔軟に対策を講ずることができるようにし、医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。
- その後、ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(対応期)では、科学的知見の集積、検査体制や医療提供体制の整備、ワクチンや治療薬の普及の状況の変化等に合わせ、適切なタイミングで、柔軟かつ機動的に対策を切り替える。
- 最終的には、流行状況が収束¹¹し、特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期を迎える。

町民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の医療対応以外の感染対策と、ワクチンや治療薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

特に医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込む等の対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一定期間、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性があることについて周知し、町民の理解を得るための呼び掛けを行うことも必要である。

¹¹ 患者が国内で発生しているが、特措法に基づく対策を必要としない流行状況にあること。

また、新型インフルエンザ等のまん延による医療提供体制の限界や社会的混乱を回避するためには、町による対策だけでは限界があり、事業者や町民一人一人が、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄等の準備を行うことが必要である。新型インフルエンザ等対策は、日頃からの手洗いやマスク着用等の咳エチケット等の季節性インフルエンザ等の呼吸器感染症に対する対策が基本となる。特にワクチンや治療薬がない可能性が高い新興感染症等が発生した場合は、公衆衛生対策がより重要である。

第3 様々な感染症に幅広く対応できるシナリオ

(1) 有事のシナリオの考え方

過去に流行した新型インフルエンザや新型コロナ等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の感染の波が生じることも想定し、幅広く対応できるシナリオとする。

また、有事のシナリオの想定に当たっては、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)のリスク評価の大括りの分類を設け、それぞれのケースにおける対応の典型的な考え方を示す¹²。その上で、柔軟な対応が可能となるよう、具体的な対策内容の記載を行う。

新型インフルエンザ等対策の各対策項目については、予防や準備等の事前準備の部分(準備期)と、発生後の対応のための部分(初動期および対応期)に大きく分けた構成とする。

(2) 感染症危機における有事のシナリオ(時期ごとの対応の大きな流れ)

具体的には、有事のシナリオの考え方も踏まえ、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、初動期および対応期を、対策の柔軟かつ機動的な切替えに資するよう以下のように区分し、有事のシナリオを想定する。時期ごとの対応の特徴も踏まえ、感染症危機対応を行う。

① 初動期

感染症の急速なまん延およびその可能性のある事態を探知して以降、町対策本部が設置されて基本的対処方針が定められ、これが実行されるまでの間、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を明らかにしつつ、感染拡大のスピードをできる限り抑えて、感染拡大に対する準備を行う時間を確保するため、新型インフルエンザ等の特徴や事態の推移に応じて迅速かつ柔軟に対応する。

対応期については、以下の時期に区分する。

○封じ込めを念頭に対応する時期
○病原体の性状等に応じて対応する時期
○ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期
○特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

¹² リスク評価の大括りの分類とそれぞれのケースにおける対応について、例として、まん延防止であれば、第3章第3節第3の記載を参照。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方

② 対応期:封じ込めを念頭に対応する時期

町対策本部の設置後、国内での新型インフルエンザ等の発生の初期段階では、病原体の性状について限られた知見しか得られていない中で、諸外国をはじめ町内における感染動向等も考慮しつつ、まずは封じ込めを念頭に対応する(この段階で新型インフルエンザであることが判明した場合は、抗インフルエンザウイルス薬やプレパデミックワクチン等の対応を開始し、検査・診療により感染拡大防止を図ることができる可能性があることに留意。)

その後の感染拡大が進んだ時期については、対策の切替えの観点から、以下のように区分する。

③ 対応期:病原体の性状等に応じて対応する時期

感染の封じ込めが困難な場合は、知見の集積により明らかになる病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づき、感染拡大のスピードや潜伏期間等を考慮しつつ、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大の波(スピードやピーク等)を抑制するべく、感染拡大防止措置等を講ずることを検討する。

④ 対応期:ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期

ワクチンや治療薬の普及等により、新型インフルエンザ等への対応力が高まることを踏まえて、科学的知見に基づき対策を柔軟かつ機動的に切り替える(ただし、病原体の変異により対策を強化させる必要が生じる可能性も考慮する。)

⑤ 対応期:特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

最終的に、ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下することおよび新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより特措法によらない基本的な感染症対策(出口)に移行する。

この初動期から対応期までの時期ごとの感染症危機対応の大きな流れに基づき、それぞれの時期に必要な対策の選択肢を定める。特に対応期の「病原体の性状等に応じて対応する時期」においては、病原性や感染性等の観点からリスク評価の大括りの分類を行った上で、それぞれの分類に応じ各対策項目の具体的な内容を定める。また、病原性や感染性等の観点からのリスク評価の大括りの分類に応じた対策を定めるに当たっては、複数の感染の波への対応や対策の長期化、病原性や感染性の変化の可能性を考慮する。

また、対応期の「ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期」については、ワクチンや治療薬の有無や開発の状況等によっては、こうした時期が到来せずに、対応期の「特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期」を迎えることも想定される。

さらに、感染や重症化しやすいグループが特に子ども¹³や若者、高齢者の場合に必要な措置等については、社会や医療提供体制等に与える影響が異なることから、準備や介入の在り方も変化することに留意しつつ対策を定める。

¹³ 政府行動計画、県行動計画と同様に本計画においては、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～」(2021年12月21日閣議決定)に倣い、法令上の用語等を除き、「こども」という表記を使用する。

第4 新型インフルエンザ等対策実施上の留意事項

町は、新型インフルエンザ等の発生時やその準備段階に、特措法その他の法令、県行動計画および町行動計画または業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。この場合において、次の点に留意する。

(1) 平時の備えの整理や拡充

感染症危機への対応には平時からの体制づくりが重要である。このため、以下の①から⑤までの取組により、平時の備えの充実を進め、訓練により迅速な初動体制を確立することを可能とするとともに、情報収集・共有、分析の基盤となる DX の推進等を行う。

① 新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策の共有とその準備の整理

将来に起こり得る新型インフルエンザ等の発生時に行うべき対策を関係者間で共有しながら、その実施のために必要となる準備を行う。

② 初発の感染事例の探知能力の向上と迅速な初動の体制整備

初動対応については、未知の感染症が発生した場合や新型インフルエンザ等が町内で発生した場合も含め様々なシナリオを想定し、初発の探知能力を向上させるとともに、初発の感染事例を探知した後速やかに県と連携して、町として初動対応に動き出せるように体制整備を進める。

③ 関係者や町民等への普及啓発と訓練等を通じた不断の点検や改善

感染症危機は必ず起こり得るものであるとの認識を広く感染症対策に携わる関係者や町民等に持ってもらうとともに、次の感染症危機への備えをより万全なものとするために、多様なシナリオや実施主体による訓練の実施等を通じて、平時の備えについて不断の点検や改善を行う。

④ 負担軽減や情報の有効活用、県との連携等のための DX の推進や人材育成等

保健衛生部局等の負担軽減、医療関連情報の有効活用、国および県との連携の円滑化等を図るための DX の推進のほか、人材育成、県との連携等の複数の対策項目に共通する横断的な視点を念頭に取組を進める。

(2) 感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替え

対策に当たっては、バランスを踏まえた対策と適切な情報提供・共有により町民生活および地域経済活動への影響を軽減させるとともに、身体的、精神的および社会的に健康であることを確保することが重要である。このため、以下の①から⑤までの取組により、感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えを円滑に行い、町民の生命および健康の保護と町民生活および地域経済活動に及ぼす影響が最小となるよう対策を講ずる。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方等

① 対策項目ごとの時期区分

柔軟な対応が可能となるよう、対策の切替え時期については、リスク評価等に応じて、個別の対策項目ごとに具体的な対策内容を記載し、国および県の方針を踏まえながら、必要に応じて個々の対策の切替えのタイミングの目安等を示す。

② 町民等の理解や協力を得るための情報提供・共有

対策に当たっては、町民等の理解や協力が最も重要である。このため、平時から感染症や感染対策の基本的な知識を、学校教育の現場をはじめ様々な場面を活用して普及し、子どもを含め様々な年代の町民等の理解を深めるための分かりやすい情報提供・共有が必要である。こうした取組を通じ、可能な限り科学的根拠に基づいた情報提供・共有により、適切な判断や行動を促せるようにする。特にまん延防止等重点措置や緊急事態措置等の強い行動制限を伴う対策を講ずる場合には、対策の影響を受ける町民等や事業者の状況も踏まえ、対策の内容とその科学的根拠を分かりやすく発信し、説明する。

(3) 基本的人権の尊重

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとし、国や県が特措法による要請や行動制限等の実施に当たって、町民の自由と権利に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする¹⁴。

新型インフルエンザ等対策の実施に当たって、法令の根拠があることを前提として、リスクコミュニケーションの観点からも、町民等に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

また、感染者やその家族、医療関係者に対する誹謗中傷等の新型インフルエンザ等についての偏見・差別は、これらの方々への人権侵害であり、あってはならないものである。これらの偏見・差別は、患者の受診行動を妨げ、感染拡大の抑制を遅らせる原因となる可能性がある。また、新型インフルエンザ等に対応する医療従事者等の人員の士気の維持の観点等からも、防止すべき課題である。

さらに、新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、より影響を受けがちである社会的弱者への配慮に留意する。感染症危機に当たっても町民等の安心を確保し、新型インフルエンザ等による社会の分断が生じないよう取り組む。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

政府対策本部、県対策本部および市町村対策本部¹⁵は、相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。

町は、県と密に連携を図り、特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関して県からの要請や協力依頼に対応をし、また、町として特に必要があると認めるときは、県に対して特措法に基づく新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を行うよう要請する。

¹⁴ 特措法第5条

¹⁵ 特措法第34条

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
第1節 新型インフルエンザ等対策の目的および実施に関する基本的な考え方等

(5) 社会福祉施設等における対応

感染症危機における社会福祉施設等において平時から有事に備えた準備を行う。

(6) 感染症危機下の災害対応

町は、感染症危機下の災害対応についても想定し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を進め、避難所施設の確保を進めることや、自宅療養者等の避難のための情報共有等の連携体制を整えることを進める。感染症危機下で地震等の災害が発生した場合には、町は、県と連携し、発生地域における状況を適切に把握するとともに、町は、必要に応じ、避難所における感染症対策の強化や、自宅療養者等への情報共有、避難の支援等を速やかに行う。

(7) 記録の作成や保存

町は、新型インフルエンザ等が発生した段階で、町対策本部における新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し、公表する。

第2節 新型インフルエンザ等対策の対策項目と対策推進のための役割分担

第1 町行動計画における対策項目等

(1) 町行動計画の主な対策項目

町行動計画は、新型インフルエンザ等対策の2つの主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命および健康を保護する」ことおよび「町民生活および地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」ことを達成するための戦略を実現する具体的な対策を定めるものである。

町行動計画では、以下の7項目を主な対策項目として定め、項目ごとに、準備期、初動期および対応期に分けて対策の切替えのタイミングを示すことで分かりやすく、取り組みやすいものとする。

- ① 実施体制
- ② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション
- ③ まん延防止
- ④ ワクチン
- ⑤ 保健
- ⑥ 物資
- ⑦ 町民生活および地域経済の安定の確保

(2) 対策項目ごとの基本理念と目標

町行動計画の主な対策項目である7項目は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的の実現に当たって、それぞれの項目が関連し合っていることから、一連の対策として実施される必要がある。そのため、以下に示す①から⑦までのそれぞれの対策項目の基本理念と目標を把握し、対策の全体像や相互の連携を意識しながら対策を行うことが重要である。

① 実施体制

感染症危機は町民の生命および健康や町民生活および地域経済に広く大きな被害を及ぼすことから、危機管理の問題として取り組む必要がある。国や県等と連携を図りながら、実効的な対策を講じていくことが重要である。

そのため、新型インフルエンザ等の発生前から、関係機関間において緊密な連携を維持しつつ、人材の確保・育成や実践的な訓練等を通じて対応能力を高めておく必要がある。新型インフルエンザ等の発生時には、平時における準備を基に、迅速な情報収集・分析とリスク評価を行い、的確な政策判断とその実行につなげていくことで、感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命および健康を保護し、町民生活および地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

② 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

感染症危機においては、様々な情報が錯綜しやすく、不安とともに、偏見・差別等が発生したり、偽・誤情報が流布したりするおそれがある。こうした中で、表現の自由に十分配慮しつつ、各種対策を効果的に行う必要があり、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
第2節 新型インフルエンザ等対策の対策項目と対策推進のための役割分担

報を迅速に提供するとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションを行い、町民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。

③ まん延防止

新型インフルエンザ等の感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、町民生活および地域経済活動への影響を最小化することを目的とする。適切な医療の提供等と併せて、感染拡大のスピードやピークを抑制し、治療を要する患者数を医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることにつなげることが重要である。特に有効な治療薬がない場合や、予防接種が実施されるまでの間は、公衆衛生上の観点から実施するまん延防止対策は重要な施策である。このため、町は、国や県から示される対策の切替えの判断の指標等を踏まえ、必要な期間等において、県と連携して、迅速にまん延防止等重点措置や緊急事態措置を行う。

④ ワクチン

ワクチンの接種により、個人の感染や発症、重症化を防ぐことで、町民の健康を守るとともに、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療提供体制が対応可能な範囲内に収めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や地域経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。町は、県と協力して、医療機関や事業者、関係団体等とともに、平時から接種の具体的な体制や実施方法について準備をしておく必要がある。

新型インフルエンザ等の発生時には、町民への接種に当たって、事前の計画を踏まえつつ、新型インフルエンザ等に関する新たな知見を踏まえた柔軟な運用を行う。

⑤ 保健

新型インフルエンザ等の発生状況は地域によって異なり、町は、県と連携して、地域の感染状況や医療提供体制の状況等に応じた対策を実施し、町民の生命および健康を保護する必要がある。その際、町民への情報提供・共有、リスクコミュニケーションを適切に行い、地域の理解や協力を得ることが重要である。

また、町は、県と連携して新型インフルエンザ等の発生時における総合調整を要請することも想定することとする。

町は、県と連携して、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組むべき業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省力化の検討に協力する。

⑥ 物資

新型インフルエンザ等が発生した場合は、全国的かつ急速にまん延するおそれがあり、感染症対策物資等の急激な利用の増加が見込まれる。感染症対策物資等の不足により医療、検査等の円滑な実施が滞り、町民の生命および健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。このため、感染症対策物資等が医療機関を始めとする関係機関で十分に確保されるよう、平時から備蓄の推進や円滑な供給に向けた対策等を講ずることが重要である。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
第2節 新型インフルエンザ等対策の対策項目と対策推進のための役割分担

平時から感染症対策物資等の需給状況の把握や新型インフルエンザ等の発生時における県からの要請等のために必要な体制を整備する。

⑦ 町民生活および地域経済の安定の確保

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命および健康に被害が及ぶとともに、町民生活および地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。

このため、町は、新型インフルエンザ等の発生時に備え、事業者や町民等に必要な準備を行うことを勧奨する。

新型インフルエンザ等の発生時には、町は、国や県が講ずる支援策を踏まえ、地域の実情等にも留意しながら、町民生活および地域経済活動の安定の確保に必要な対策や支援を行う。

(3) 複数の対策項目に共通する横断的な視点

新型インフルエンザ等対策の実効性を向上させるため、以下の①から③までの視点は、複数の対策項目に共通して考慮すべき事項である。それぞれ考慮すべき内容は以下のとおりである。

- ① 人材育成
- ② 県との連携
- ③ DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

① 人材育成

感染症危機管理の対応能力を向上させるためには、平時から、中長期的な視野に立って感染症危機管理に係る人材育成を継続的に行うことが不可欠である。

その際には、特に専門性の高い人材の育成を進めるとともに、多くの人が感染症危機管理に携わる可能性があることも踏まえて、より幅広い人材を対象とした訓練や研修等を通じ人材育成を行い、感染症危機対応を行う人材の裾野を広げる取組を行うことが重要である。

また、将来の感染症危機において地域の対策のリーダーシップをとることができる人材を確保することも重要である。

特に感染症対策に関して専門的な知見を有し、感染症インテリジェンスに資する情報の収集・分析や対応策の検討を担い、さらには感染症研究や感染症対策の現場においても活躍できる人材を育成し、確保することは極めて重要である。

町は、国や県が行う研修の修了者等も活用しつつ、感染症対策の人材の確保および育成を行うことが重要である。

また、リスクコミュニケーションを含めた感染症対応業務に関する研修等の実施や新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築が求められる。

このほか、多くの職員が感染症危機管理に携わる可能性があることを踏まえて、新型コロナ対応の経験を有する者の知見を、他の職員にも共有する機会を設け、できる限り幅広い体制で新型インフルエンザ等に対応できるように備えることも重要である。災害対応等における全庁体制の近接領域でのノウハウや知見の活用も行いながら、人材育成を進める。

② 県との連携

県との適切な役割分担の下、国が基本的な方針を定め、それを基に、町は、感染症法や特措法等に基づく措置の役割を担い、感染拡大防止を始めとした多岐にわたる対策の実施を地域の実情に応じて行う。また、住民に最も近い行政単位である町は、予防接種や町民の生活支援等の役割を担う。

新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするためには、県との連携体制を平時から整えておくことが不可欠である。さらに、新型インフルエンザ等の発生時は県内市町および保健所との連携も重要であり、広域的な連携についても平時から積極的に取り組み、準備を行う。

特に、町単独での対応が難しい人材育成等の平時の備えについては、平時からの県や市町間の広域的な連携による取組が求められる。

新型インフルエンザ等の発生の初期段階からの迅速な対応を可能にするためには、平時から県との連携体制やネットワークの構築に努める。

新型インフルエンザ等対策に当たっては、平時から、県と意見交換を進め、新型インフルエンザ等の発生時における対策の立案および実施にあたって、対策の現場を担う県の意見を適切に反映させる。

③ DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進

近年、取組が進みつつあるDXは、迅速な新型インフルエンザ等の発生状況等の把握や関係者間でのリアルタイムな情報共有を可能とし、業務負担の軽減や関係者の連携強化が期待できるほか、研究開発への利用等のデータの利活用の促進により新型インフルエンザ等への対応能力の向上に大きな可能性を持っている。

新型コロナ対応を踏まえ、新型インフルエンザ等の感染症危機管理の対応能力を向上させていくことを目指し、医療DXを含め、感染症危機対応に備えたDXを推進していくことが不可欠である。

国は、DX推進の取組として、接種対象者の特定や接種記録の管理等の予防接種事務のデジタル化および標準化による全国ネットワークの構築、電子カルテ情報の標準化等を進めていくとともに、国と地方公共団体、各地方公共団体間、行政機関と医療機関等との間の情報収集・共有、分析の基盤を整備していくことが重要であるとしている。また、医療機関における発生届に係る入力業務の負担軽減等を図るため、電子カルテと発生届の連携に向けて検討を進めることとしており、町においても国や県と連携しつつ、取組を推進することが重要である。

さらに、DX推進に必要となる、人材の育成やデータ管理の在り方の検討を進めるとともに、収集された情報の利活用の促進に向けた課題の整理や検討を進める。

こうした取組を進めて、視覚や聴覚等が不自由な方にも配慮した、町民一人一人への適時適切な情報提供・共有を行う。

第2 対策推進のための役割分担

(1) 国の役割

国は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体および指定(地方)公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。また、国は、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、対策に取り組む。

また、国は、新型インフルエンザ等およびこれに係るワクチンその他の医薬品の調査や研究の推進に努めるとともに、新型インフルエンザ等に関する調査および研究に係る国際協力の推進に努める。国は、こうした取組等を通じ、新型インフルエンザ等の発生時におけるワクチンや診断薬、治療薬等の早期の開発や確保に向けた対策を推進する。

国は、新型インフルエンザ等の発生前は、政府行動計画に基づき、準備期に位置付けられた新型インフルエンザ等対策を着実に実施するとともに、定期的な訓練等により新型インフルエンザ等対策の点検および改善に努める。また、また、国は、新型インフルエンザ等対策閣僚会議および閣僚会議を補佐する新型インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議の枠組みを通じ、政府一体となった取組を総合的に推進する。

指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

国は、新型インフルエンザ等の発生時に、政府対策本部で基本的対処方針を決定し、対策を強力に推進する。

その際、国は、推進会議等の意見を聴きつつ、対策を進める。また、国民等や事業者等の理解や協力を得て対策を行うため、感染症や感染対策に関する基本的な情報の提供・共有を行う。

(2) 県の役割

県は、特措法および感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的な役割を担っており、基本的対処方針に基づき、地域における医療提供体制の確保やまん延防止に関し的確な判断と対応が求められる。

このため、平時において医療機関との間で病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣に関する医療措置協定を締結し、医療提供体制を整備することや、民間検査機関または医療機関と平時に検査等措置協定を締結し、検査体制を構築する等、医療提供体制、保健所、検査体制、宿泊療養等の対応能力について、計画的に準備を行う。これにより、感染症有事の際には、迅速に体制を移行し、感染症対策を実行する。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
第2節 新型インフルエンザ等対策の対策項目と対策推進のための役割分担

こうした取組においては、県は、保健所設置市や感染症指定医療機関¹⁶等で構成される福井県感染症対策連携協議会¹⁷(以下「連携協議会」という。)等を通じ、予防計画や医療計画等について協議を行うことが重要である。また、予防計画に基づく取組状況について毎年度進捗確認を行う。これらにより、平時から関係者が一体となって、医療提供体制の整備や新型インフルエンザ等のまん延を防止していくための取組を実施、評価・分析し、改善を図る。

(3) 町の役割

町は、住民に最も近い行政単位であり、町民に対するワクチンの接種や、町民の生活支援、新型インフルエンザ等の発生時の要配慮者への支援に関し、基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施することが求められる。対策の実施に当たっては、県や近隣の市町と緊密な連携を図る。

(4) 医療機関の役割

新型インフルエンザ等による健康被害を最小限にとどめる観点から、医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域における医療提供体制の確保のため、県と医療措置協定を締結し、院内感染対策の研修、訓練や個人防護具を始めとした必要となる感染症対策物資等の確保等を推進することが求められる。また、新型インフルエンザ等の患者の診療体制を含めた、業務継続計画の策定および連携協議会等を活用した地域の関係機関との連携を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、感染症医療および通常医療の提供体制を確保するため、医療機関は、医療措置協定に基づき、県からの要請に応じて、病床確保、発熱外来、自宅療養者等への医療の提供、後方支援または医療人材の派遣を行う。

(5) 指定(地方)公共機関の役割

指定(地方)公共機関は、新型インフルエンザ等が発生した場合は、特措法に基づき¹⁸、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

(6) 社会福祉施設等

社会福祉施設等においては、感染や重症化しやすいグループが共同生活を送っていることから、施設管理者、従業員および施設利用者が正しい知識を理解し、平時から感染予防策を講ずることで、施設内への持ち込みを防ぐことが重要である。

¹⁶ 感染症法第6条第12項に規定する感染症指定医療機関のうち、政府行動計画と同様に本計画においては、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」および「第二種感染症指定医療機関」に限るものとする。

¹⁷ 感染症法第10条の2

¹⁸ 特措法第3条第5項

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針
第2節 新型インフルエンザ等対策の対策項目と対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等の発生時には、積極的な感染拡大防止策を講ずると共に、患者への早期対応や重症化した際の対応可能な医療機関への移送等、施設利用者の安全を確保する必要がある。

各施設においては、「インフルエンザに関する特定感染症予防指針」に基づいて、施設内に感染症対策委員会を設置し施設内の感染対策の指針を策定する等、組織的に対応できる体制の構築に努める。

(7) 登録事業者の役割

特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務または国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の国民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続等の準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、業務継続計画を実行し、可能な限り、その業務を継続的に実施するよう努める¹⁹。

(8) 一般の事業者の役割

事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

町民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが必要な場合も想定される。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる²⁰ため、平時からマスクや消毒薬等の衛生用品等の備蓄を行うように努める等、対策を行う必要がある。

(9) 町民の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等、その対策に関する知識を得るとともに、平素からの健康管理に加え、基本的な感染対策（換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等）の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、個人レベルにおいてもマスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザ等の発生時には、国内、県内および町内の発生状況や国、県、町が実施している具体的対策等についての正しい情報を得た上で冷静に対応し、感染予防や感染拡大を抑えるために個人でできる対策を実施するよう努める²¹。

¹⁹ 特措法第4条第3項

²⁰ 特措法第4条第1項および第2項

²¹ 特措法第4条第1項

第3節 町行動計画の実効性を確保するための取組等

第1 町行動計画等の実効性確保

(1)EBPM(エビデンス・ベースド・ポリシー・メイキング)の考え方に基づく政策の推進

町行動計画の実効性を確保して、新型インフルエンザ等への対応をより万全なものとするためには、新型インフルエンザ等対策の各取組について、できる限り具体的かつ計画的なものとすることが重要である。

感染拡大防止と地域経済活動のバランスを踏まえた対策の切替えに当たっての対応時はもとより、平時から有事までを通じて、政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用する EBPM の考え方に基づいて政策を実施する。

(2)新型インフルエンザ等への備えの機運(モメンタム)の維持

町行動計画は新型インフルエンザ等への平時の備えをより万全なものにするための手段であり、県行動計画が改定された際は、町行動計画も適宜必要な見直しを行い、継続して備えの体制を維持および向上させていく。

新型インフルエンザ等は、いつ起こるか予想できず、いつ起きてもおかしくないものである。このため、自然災害等への備えと同様に、日頃からの備えと意識を高める取組を継続的に行う。

(3)定期的なフォローアップと必要な見直し

訓練の実施等により得られた改善点や、県の予防計画や医療計画の定期的な見直しによる制度の充実、新興感染症等について新たに得られた知見等、状況の変化に合わせて、町行動計画や関連文書について、必要な見直しを行う。

こうした観点から、町行動計画や関連文書に基づく取組や新型インフルエンザ等対策に係る人材育成や人材確保の取組について、県と連携しながら、定期的なフォローアップを行う。

なお、新型インフルエンザ等が発生し、感染症危機管理の実際の対応が行われた場合は、その対応経験を基に町行動計画の見直しを行う。

(4)町行動計画

県行動計画の改定を踏まえて、町での新型インフルエンザ等への備えをより万全なものとするために、町行動計画の見直しを行う。

町は、町行動計画の見直しに当たって、県との連携を深め、行動計画の充実に資する情報の取得等を行う。

第2 実施体制

(1) 目的

新型インフルエンザ等が町内外で発生し、またはその疑いがある場合には、多数の町民の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが予想されており、町としても危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、危機管理部局と保健衛生部局が中心となり、全庁横断的な緊密な連携の下、国、県および事業者と一丸となった対策を進めることが重要である。

新型インフルエンザ等が町内外で発生し又はその疑いがある場合には、町の危機管理として国や県からの情報を基に事態を的確に把握するとともに、町民の生命および健康を保護するため、全庁一体となり、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。

そのため、あらかじめ関係部局の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成・確認、人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行い、実施体制を整備する。

また、研修等を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係部局間の連携を強化する。

関係部局は、国、県および関係機関との情報交換を通じ、新型インフルエンザ等発生時に迅速な情報収集を行う体制を整えるとともに、相互に連携を図りつつ、本行動計画を実施するための必要な措置を講ずる。また、事業継続計画を作成し、新型インフルエンザ等の発生時においても庁内各課の重要業務を継続する体制を整える。

有事の際は、必要に応じて南越前町新型インフルエンザ等対策連絡会議（以下「町連絡会議」という。）等を開催し、町および関係機関における対策の実施体制を強化し、対策を迅速に実施する。病原体の変異も含め長期間にわたる対応も想定されることから、持続可能な対策の実施体制を構築することが重要である。可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に柔軟に対応することを目指す。

また、政府対策本部長が特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言²²（以下「緊急事態宣言」という。）を行った場合には、直ちに、町長を本部長とする南越前町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置する。

なお、町は、緊急事態解除宣言²³がされたときは、速やかに町対策本部を廃止する。

(2) 南越前町注意配備体制

① 設置基準

町長が必要と認めたとき。

²² 特措法第 32 条第1項

²³ 特措法第 32 条第5項

② 構成および役割

保健衛生部局を所管する部局を中心に注意配備体制をとり、情報収集等を行う。

(3)南越前町新型インフルエンザ等対策連絡会議

① 設置基準

- ・県が対策本部を設置したとき。
- ・町長が必要と認めたとき。

② 構成および所掌事務

副町長を本部長とする、全庁体制を敷く。

- ・町の対処方針の決定, 対策の実施等に関すること。
- ・情報の収集, 伝達および集約に関すること。
- ・町民に対する情報提供および啓発に関すること。
- ・関係機関との連絡調整に関すること。
- ・町対策本部への移行および町連絡会議の解散に関すること。

(4)南越前町新型インフルエンザ等対策本部

① 設置基準

- ・政府対策本部が特措法に基づき、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行ったとき。
- ・町長が必要と認めたとき。

② 構成および所掌事務

町長を本部長とする、全庁体制を敷く。

- ・町の対処方針の決定, 対策の実施等に関すること。
- ・情報の収集, 伝達および集約に関すること。
- ・町民に対する情報提供および啓発に関すること。
- ・感染予防およびまん延防止策に関すること。
- ・予防接種に関すること。
- ・保健に関すること。
- ・物資に関すること。
- ・町民生活および地域経済の安定の確保に関すること。
- ・業務継続の検討に関すること。
- ・各部局間の総合調整および統制に関すること。
- ・国および県等との連携等に関すること。
- ・新型インフルエンザ等に係る所管の明らかでない事務の役割分担に関すること。
- ・その他対策実施に必要と認める事項に関すること。

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組

第1節 実施体制

第1 準備期

(1)目的

新型インフルエンザ等が町内外で発生し、またはその疑いがある場合は、事態を的確に把握し、全庁一体となった取組を推進することが重要である。そのため、町は、あらかじめ、関係機関の役割を整理するとともに、有事の際に機能する指揮命令系統等の構築と拡張可能な組織体制の編成および確認、それぞれの役割を実現するための人員の調整、縮小可能な業務の整理等を行う。また、研修や訓練を通じた課題の発見や改善、練度の向上等を図るとともに、定期的な会議の開催等を通じて関係機関間の連携を強化する。

(2)所要の対応

1-1. 実践的な訓練の実施

町は、政府行動計画および県行動計画の内容を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた実践的な訓練を実施する。

1-2. 町行動計画等の作成や体制整備・強化

- ① 町は、町行動計画を作成・変更する。町は、町行動計画を作成・変更する際には、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時において強化・拡充すべき業務を実施するために必要な人員等の確保および有事においても維持すべき業務の継続を図るため、業務継続計画を作成・変更する。町業務継続計画については、県業務継続計画との整合性にも配慮しながら作成する。
- ③ 町は、特措法の定めのほか、町対策本部に関し、必要な事項を条例で定める。
- ④ 町は、新型インフルエンザ等の発生時における全庁での対応体制の構築のため、研修等の実施を行うとともに、感染症対応部局と危機管理部局との連携強化や役割分担に関する調整を行う。
- ⑤ 町は、感染状況により短期間で準備が必要な場合や、感染拡大により一時的に業務量が過多となる場合を想定し、柔軟な応援体制を整備する。
- ⑥ 町は、感染症危機管理における情報収集・分析について、利用可能なあらゆる情報源から体系的かつ包括的に収集・分析、解釈し、政策上の意思決定および実務上の判断に活用可能な情報を入手する体制を構築する。

1-3. 国および県との連携の強化

- ① 町は、国および県と相互に連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報共有、連携体制の確認および訓練を実施する。

- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国および県と連携して、県内の業界団体や関連する学会等の関係機関と情報交換等を始めとした連携体制を構築する。
- ③ 町は、県と連携を進めるための必要な取組を行う。
- ④ 町は、特定新型インフルエンザ等対策(特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策をいう。以下同じ。)の代行や応援の具体的な運用方法について、県と事前に調整し、着実な準備を進める。
- ⑤ 町は、感染症対策の事前の体制整備や人材確保等の観点から必要がある場合には、県に対して総合調整権限を要請する。

第2 初動期

(1)目的

新型インフルエンザ等が町内外で発生し、またはその疑いがある場合には、町の危機管理として国や県からの情報を基に事態を的確に把握するとともに、町民の生命および健康を保護するため、緊急かつ総合的な対応を行う必要がある。町は、町連絡本部を設置し、県と連携して、町および関係機関における対策の実施体制を強化し、初動期における新型インフルエンザ等対策を迅速に実施する。

(2)所要の対応

2-1. 新型インフルエンザ等の発生の疑いを把握した場合の措置

町がインフルエンザ等の発生の疑いがあると判断した場合には、町が把握した情報を、速やかに関係部局や関係機関と情報共有し、町の初動対応についての検討を行う。

2-2. 新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置

- ① 町は、政府対策本部や県対策本部が設置された場合には、必要に応じて対策本部を設置することを検討し、新型インフルエンザ等対策に係る措置の準備を進める。
- ② 町は、感染症の規模その他の状況に応じて、感染症対策に関する部門の体制強化を図るとともに、新型インフルエンザ等対策における町の一体性の確保を図る。
- ③ 町は、町対策本部の設置に当たって、庁内から応援職員を招集し、新型インフルエンザ等対策の実施体制を迅速に構築するとともに、感染状況等に応じて、柔軟かつ機動的に体制の拡充等を図る。
- ④ 町は、国が政府行動計画に基づいて基本的対処方針を決定し、公示した場合には、県と連携して、これに基づき、新型インフルエンザ等対策を関係機関とともに、的確かつ迅速に実施する。
- ⑤ 町は、必要に応じて人人体制の強化が可能となるよう、全庁的な対応を進める。

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組
第1節 実施体制

- ⑥ 町は、り患した場合の病状の程度が季節性インフルエンザとおおむね同程度以下と認められる新型インフルエンザ等が発生したと国が判断した合には、国の方針を踏まえ、感染症法等に基づく基本的な感染症対策を実施する。

2-3. 迅速な対策の実施に必要な予算の確保

町は、機動的かつ効果的な対策の実施のため、国および県からの財政支援を有効に活用することを検討するとともに、必要に応じて対策に要する経費について地方債を発行する²⁴ことを検討する。

第3 対応期

(1)目的

初動期に引き続き、病原体の性状等に応じて、町内での新型インフルエンザ等の発生から、特措法によらない基本的な感染症対策に移行し、流行状況が収束するまで、その間の病原体の変異も含め、長期間にわたる対応も想定されることから、町における対策の実施体制を持続可能なものとするのが重要である。

町は、感染症危機の状況ならびに町民生活および地域経済の状況や各対策の実施状況に応じて柔軟に対策の実施体制を整備し、見直すとともに、特に医療のひっ迫、病原体の変異およびワクチンや治療薬・治療法の開発・確立等の大きな状況の変化があった場合に、柔軟かつ機動的に対策を切り替えることで、可能な限り早期に少ない影響で感染症危機に対応することを目指す。

(2)所要の対応

3-1. 基本となる実施体制の在り方

政府対策本部設置後においては、速やかに以下の実施体制をとる。

3-1-1. 対策の実施体制

- ① 町は、県や保健所と連携して、町内の感染状況について一元的に情報を把握する部局を定める等の体制を整備した上で、当該部局等の収集した情報と県によるリスク評価等を踏まえて、地域の実情に応じた適切な新型インフルエンザ等対策を実施する。
- ② 町は、新型インフルエンザ等対策に携わる職員の心身への影響を考慮し、必要な対策を講ずる。

²⁴ 特措法第70条の2第1項。なお、都道府県等以外でも、新型インフルエンザ等の発生によりその財政運営に特に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあるものとして総務大臣が指定する市町村は、地方債を発行することが可能。

3-1-2. 総合調整

町は、町内の新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、県に対し、新型インフルエンザ等対策に関する総合調整を要請する。

3-1-3. 職員の派遣・応援への対応

- ① 町は、医師や看護師等が不足する場合等には、必要に応じて県に対して、当該医療関係者の確保に係る応援を求める。
- ② 町は、新型インフルエンザ等のまん延により町がその全部または大部分の事務を行うことができなくなると認めるときは、県に対し、特定新型インフルエンザ等対策の事務の代行²⁵を要請する。
- ③ 町は、町内で特定新型インフルエンザ等対策を実施するため必要があると認めるときは、県または他の市町に対して応援を求める。

3-1-4. 必要な財政上の措置

町は、国および県からの財政支援を有効に活用するとともに、必要に応じて地方債を発行して財源を確保し、必要な対策を実施する。

3-2. まん延防止等重点措置および緊急事態措置の対応等について

まん延防止等重点措置および緊急事態措置の実施に係る手続等については、以下のとおりとする。

3-2-1. まん延防止等重点措置の対応

町は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、町内において感染が拡大し、町民生活および地域経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあり、町内の新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、県の要請を受け、まん延防止等重点措置を集中的に実施する。

3-2-2. 緊急事態宣言の対応

町は、緊急事態宣言がなされた場合は、直ちに町対策本部を設置する。また、町内で緊急事態措置を的確にかつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、緊急事態措置に関する総合調整を行う²⁶。

²⁵ 特措法第26条の2第1項

²⁶ 特措法第36条第1項

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組

第1節 実施体制

3-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期の体制

3-3-1. 町対策本部の廃止

町は、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言(新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。)がなされたときは、遅滞なく町対策本部を廃止する。

第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

第1 準備期

(1)目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、町民等、医療機関、事業者等とのリスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断・行動できるようにすることが重要である。このため、町は、平時から、町民等の感染症に対する意識を把握し、感染症危機に対する理解を深めるとともに、リスクコミュニケーションの在り方を整理し、体制整備や取組を進める必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、平時から普及啓発を含め、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、感染症に関するリテラシー²⁷を高めるとともに、町による情報提供・共有に対する認知度・信頼度の一層の向上を図る。

また、新型インフルエンザ等が発生した際の円滑な情報提供・共有や、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができるよう、発生状況に応じた町民等への情報提供・共有の項目や手段、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等について整理し、あらかじめ定める。

(2)所要の対応

1-1. 新型インフルエンザ等の発生前における町民等への情報提供・共有

以下の取組等を通じ、町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

1-1-1. 町における情報提供・共有について

町は、町民に対する情報提供・共有、リスクコミュニケーションにおいて、政府行動計画や県行動計画に掲げられた国および県の取組に関する留意事項等を参考とするほか、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行う。

町は、町民等が感染症危機に対する理解を深めるための情報提供・共有を行い、町による情報提供・共有について、有用な情報源として町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努めるとともに、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションができる体制整備を進める。また、メッセージや情報提供・共有の方法では、分かりやすく行動変容につながりやすい情報提供・共有を行う。

²⁷ 健康に関する医学的・科学的な知識・情報を入手・理解・活用する能力(ヘルスリテラシー)の一環。

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組
第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

1-1-2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

住民に最も身近な行政主体である町は、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力を求められることや、患者等に生活支援を行うことなどがあり得る。有事における円滑な連携のため、情報連携について、町行動計画等で位置付けるとともに、具体的な手順をあらかじめ県と合意しておく。

1-1-3. 感染症に関する情報提供・共有

町は、平時から国および県と連携して、感染症に関する基本的な情報、基本的な感染対策(換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等)、感染症の発生状況等の情報、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等その対策について、町民等の理解を深めるため、各種媒体を利用し、可能な限り多言語で、継続的かつ適時に、分かりやすい情報提供・共有を行う²⁸。県や福井県感染症情報センターを中心としたこれらの取組等を通じ、町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することについて啓発する。

なお、保育施設や学校、職場等は集団感染が発生する等、地域における感染拡大の起点となりやすいことや、高齢者支援施設等は重症化リスクが高いと考えられる町民の集団感染が発生するおそれがあることから、町の保健衛生・福祉部局、教育委員会等と連携して、感染症や公衆衛生対策について丁寧に情報提供・共有を行う。また、学校教育の現場を始め、こどもに対する分かりやすい情報提供・共有を行う。

1-1-4. 偏見・差別等に関する啓発

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなることについて啓発する²⁹。これらの取組等を通じ、町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

1-1-5. 偽・誤情報に関する啓発

町は、感染症危機において、偽・誤情報の流布、さらに SNS 等によって増幅されるインフォデミック³⁰の問題が生じ得ることから、AI(人工知能)技術の進展・普及状況等も踏まえつつ、町民等

²⁸ 特措法第13条第1項

²⁹ 特措法第13条第2項

³⁰ 信頼性の高い情報とそうではない情報が入り混じって不安や恐怖と共に急激に拡散され、社会に混乱をもたらす状況。

のメディアや情報に関するリテラシーの向上が図られるように、各種媒体を活用した偽・誤情報に関する啓発を行う。

また、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等も踏まえつつ、科学的知見に基づいた情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

これらの取組等を通じ、町による情報提供・共有が有用な情報源として、町民等による認知度・信頼度が一層向上するよう努める。

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時における情報提供・共有体制の整備等

町は、情報提供・共有の体制整備等として、以下の取組を行う。

1-2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有の体制整備

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生状況に応じて町民等へ情報提供・共有する内容について整理する。また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方への適切な配慮をしつつ、情報提供・共有する媒体や方法について整理する。
- ② 町として一体的かつ整合的ないわゆるワンボイスでの情報提供・共有を行うことができるよう、必要な体制を整備するとともに、関係部局がワンボイスで行う情報提供・共有の方法等について整理する。
- ③ 町は、新型インフルエンザ等の発生時に、県を通じた情報提供・共有を円滑に行うことができるよう、あらかじめ双方向の情報提供・共有の在り方を整理する。
- ④ 町は、国が定める感染症の発生状況等に関する公表基準を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

1-2-2. 双方向のコミュニケーションの体制整備や取組の推進

- ① 町は、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを適切に行うことができるよう、偽・誤情報の拡散状況等も踏まえつつ、情報の受取手の反応や必要としている情報を把握し、更なる情報提供・共有にいかす方法等を整理し、必要な体制を整備する。
- ② 町は、新型インフルエンザ等の発生時に、町民等からの相談に応じるため、コールセンター等の設置について準備する。
- ③ 町は、町民等が理解しやすい情報提供・共有を行うため、各種広聴事業等を始め、リスクコミュニケーションの取組を推進する。

第2 初動期

(1)目的

新型インフルエンザ等の発生または発生の疑いを踏まえ、町は、感染拡大に備えて、町民等に新型インフルエンザ等の特性や対策等についての状況に応じた的確な情報提供・共有を行い、準備を促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠に基づいた正確な情報について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなることについて情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況等を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消に努める。

(2)所要の対応

2-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

町は、国および県から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、新型インフルエンザ等の特性、町内外における発生状況、有効な感染防止対策等について、当該感染症に関する全体像が分かるよう、町民等に対し、以下のとおり情報提供・共有する。

2-1-1. 町における情報提供・共有について

① 町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、こども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

② 町は、町民等の情報収集の利便性向上のため、国、県、関係機関、指定(地方)公共機関の情報等について、必要に応じて町ホームページ等で、閲覧できるようにする。

③ 町は、町民等に対し、感染症の特徴や発生状況等の科学的知見等について、分かりやすく情報提供・共有を行う。

④ 町は、あらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。

⑤ 町は、国が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を行う。

⑥ 町は、町民に対して、国および県の取組に関する留意事項や、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行う。

リスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

2-1-2. 県と町の間における感染状況等の情報提供・共有について

住民に最も身近な行政主体である町は、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力依頼への対応や、患者等に生活支援を行う。

2-2. 双方向のコミュニケーションの実施

町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を設置する。

2-3. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなることについて、その状況を踏まえつつ、適切に町民等に情報提供・共有する。

また、町は、県と連携し、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報、偽・誤情報の拡散状況等も踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

第3 対応期

(1)目的

感染症危機において、対策を効果的に行うためには、リスク情報とその見方の共有等を通じて、町民等が適切に判断や行動できるようにすることが重要である。このため、町は、町民等の関心事項等を踏まえつつ、対策に対する町民等の理解を深め、リスク低減のパートナーとして、適切な行動につながるよう促す必要がある。

具体的には、町民等が、可能な限り科学的根拠等に基づいて、適切に判断・行動できるよう、町民等の関心事項等を踏まえつつ、その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有する。

その際、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づいたリスクコミュニケーションを行うよう努める。また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することや、感染者等に対する偏見・差別等は許されず、感染症対策の妨げにもなること等について情報提供・共有するとともに、偽・誤情報の拡散状況を踏まえ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等の不安の解消に努める。

(2) 所要の対応

町は、国および県から提供された情報を踏まえ、その時点で把握している科学的知見等に基づき、町内外の新型インフルエンザ等の発生状況、感染拡大防止措置等の対策等について、対策の決定プロセスや理由(どのような科学的知見等を考慮してどのように判断がなされたのか等)、実施主体等を明確にしなが、町内の関係機関を含む町民等に対し、以下のとおり情報提供・共有を行う。

3-1. 基本的方針

3-1-1. 迅速かつ一体的な情報提供・共有

① 町は、町民等が情報を受け取る媒体やその受け止めが千差万別であることから、あらかじめ定めた方法等を踏まえ、利用可能なあらゆる情報媒体を整備・活用し、迅速かつ一体的に情報提供・共有を行う。

その際、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与することを含めて、行動変容に資する啓発を進めるとともに、冷静な対応を促すメッセージを発出するよう努める。

また、町民等が必要な情報を入手できるよう、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方への適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法での情報提供・共有を行う。

② 町は、町民等の情報収集の利便性向上のため、国、県、町、指定(地方)公共機関の情報等について、必要に応じて町ホームページ等で、閲覧できるようにする。

③ 町は、あらかじめ整理された情報提供・共有の在り方を踏まえ、業界団体等を通じた情報提供・共有を行う。

④ 町は、国が定める新型インフルエンザ等の発生状況等に関する公表基準等を踏まえ、個人情報やプライバシーの保護に留意しつつ、感染症対策に必要な情報提供・共有を適切に行う。

⑤ 町においては、町民に対して、国および県の取組に関する留意事項や、他の地方公共団体等の対応も参考にしつつ、地域の実情を踏まえた説明を行う。

リスクコミュニケーションの実施体制について、本格的に体制を強化し、町民に対して必要な情報提供・共有、リスクコミュニケーションを行う。

3-1-2. 県との間における感染状況等の情報提供・共有について

住民に最も身近な行政主体である町は、町民に対するきめ細かいリスクコミュニケーションを含む周知・広報や町民からの相談受付等を実施するため、新型インフルエンザ等の患者等の健康観察に関して県から協力依頼への対応や、患者等に生活支援を行う。

3-1-3. 双方向のコミュニケーションの実施

- ① 町は、感染症対策を円滑に進めていく上で、関係者の理解や協力を得ることが重要であることから、一方向の情報提供だけでなく、町に寄せられた意見等の把握を通じて、情報の受取手の反応や関心を把握し、可能な限り双方向のコミュニケーションに基づくリスクコミュニケーションを行うよう努める。
- ② 町は、国からの要請を受けて、コールセンター等を継続する。

3-1-4. 偏見・差別等や偽・誤情報への対応

町は、感染症は誰でも感染する可能性があるもので、感染者やその家族、所属機関、医療従事者等に対する偏見・差別等は、許されるものではなく、法的責任を伴い得ることや、患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなること等について、その状況等を踏まえつつ、適切に町民等に情報提供・共有する。

また、町は、県と連携し、例えば、ワクチン接種や治療薬・治療法に関する科学的根拠が不確かな情報等、偽・誤情報の拡散状況等も踏まえつつ、その時点で得られた科学的知見等に基づく情報を繰り返し提供・共有する等、町民等が正しい情報を円滑に入手できるよう、適切に対処する。

3-2. リスク評価に基づく方針の決定・見直し

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)等が明らかになった状況に応じて、以下のとおり対応する。

3-2-1. 封じ込めを念頭に対応する時期

国内(県内)での新型インフルエンザ等の発生の初期段階には、封じ込めを念頭に、感染拡大防止を徹底することが考えられる。その際、町民等の感染拡大防止措置に対する理解・協力を得るため、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)について限られた知見しか把握していない場合は、その旨を含め、政策判断の根拠を丁寧に説明する。また、町民等の不安が高まり、感染者等に対する偏見・差別等が助長される可能性があることから、町は、改めて、偏見・差別等が許されないことや感染症対策の妨げにもなること、また、個人レベルでの感染対策が社会における感染拡大防止にも大きく寄与すること、県が不要不急の外出や都道府県間の移動等の自粛を求める際には、町は、県と連携して、それらの行動制限が早期の感染拡大防止に必要なものであること、事業者においても速やかな感染拡大防止対策の取組が早期の感染拡大防止に必要なことについて、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。

3-2-2. 病原体の性状等に応じて対応する時期

3-2-2-1. 病原体の性状等を踏まえたリスク評価に基づく対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を踏まえたリスク評価の大括りの分類に基づき、感染拡大防止措置等を見直すことが考えられる。その際、町民等が適切に対応できるよう、そ

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組
第2節 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

の時点で把握している科学的知見等に基づき、従前からの変更点や変更理由等を含め、分かりやすく説明を行う。

3-2-2-2. こどもや若者、高齢者等が重症化しやすい場合の対策の説明

病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を踏まえたリスク評価や影響の大きい年齢層に応じて、特措法に基づく措置の強度や町民等への協力要請の方法が異なり得ることから、当該対策を実施する理由等について、可能な限り科学的根拠等に基づいて分かりやすく説明を行う。その際、特に影響の大きい年齢層に対し、重点的に、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。

3-2-3. 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

ワクチン等により免疫の獲得が進むこと、病原体の変異により病原性や感染性等が低下することおよび新型インフルエンザ等への対応力が一定水準を上回ることにより、特措法によらない基本的な感染症対策へと移行していく段階では、平時への移行に伴い留意すべき点(医療提供体制や感染対策の見直し等)について、丁寧に情報提供・共有を行う。また、個人の判断に委ねる感染症対策に移行することに不安を感じる層がいることが考えられるため、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行いつつ、リスク情報とその見方の共有等を通じ、当該対策について、理解・協力を得る。また、順次、広報体制の縮小等を行う。

第3節 まん延防止

第1 準備期

(1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、確保された医療提供体制で対応できるレベルに感染拡大のスピードやピークを抑制することで、町民の生命および健康を保護する。

また、有事におけるまん延防止対策への協力を得るとともに、まん延防止対策による社会的影響を緩和するため、町民や事業者の理解促進に取り組む。

(2)所要の対応

1-1. 対策の実施に係る参考指標等の検討

町は、対策の実施にあたり参考とすべき指標やデータ等の内容、取得方法、取得時期等に係る国および県の検討状況について把握し、整理しておく。

1-2. 新型インフルエンザ等の発生時の対策強化に向けた理解や準備の促進等

- ① 町は、町行動計画に基づき、新型インフルエンザ等対策として想定される対策の内容やその意義について周知・広報を行う。その際、新型インフルエンザ等のまん延を防止し、町民の生命および健康を保護するためには町民一人一人の感染対策への協力が重要であることの必要性について理解促進を図る。
- ② 町、学校等は、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策の普及を図る。
また、自らの感染が疑われる場合は、相談センターに連絡し指示を仰ぐことや、感染を広げないように不要不急の外出を控えること、マスクの着用等の咳エチケットを行うこと等の有事の対応について、平時から理解促進を図る。
- ③ 町は、まん延防止等重点措置による休業要請、新型インフルエンザ等緊急事態³¹における緊急事態措置による不要不急の外出の自粛要請や、施設の使用制限の要請等の新型インフルエンザ等の発生時に実施され得る個人や事業者におけるまん延防止対策への理解促進を図る。

第2 初動期

(1)目的

新型インフルエンザ等の発生時に、まん延防止対策の適切かつ迅速な実施により感染拡大のスピードやピークを抑制し、確保された医療提供体制で対応可能となるように、まん延の防止やまん延時に迅速な対応がとれるよう準備等を行う。

³¹ 特措法第32条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態をいう。以下同じ。

(2) 所要の対応

2-1. 国内でのまん延防止対策の準備

- ① 町は、町内におけるまん延に備え、町業務継続計画に基づく対応の準備を行う。
- ② 町は、必要に応じてまん延の防止やまん延時に迅速な情報共有が図れるよう準備を行う。

第3 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の感染拡大のスピードやピークを抑制するため、まん延防止対策を講ずることで、医療のひっ迫を回避し、町民の生命および健康を保護する。その際、町民生活や地域経済活動への影響も十分考慮する。

また、準備期で検討した指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置を始めとする対策の効果および影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、町民生活や地域経済活動への影響の軽減を図る。

(2) 所要の対応

3-1. まん延防止対策の内容

町は、国および県による情報の分析やリスク評価に基づき、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、変異の状況、感染状況および町民の免疫の獲得の状況等に応じた適切なまん延防止対策を県が講じる³²にあたり、必要な協力を行う。

3-1-1. 外出等に係る要請等

町は、県が地域の実情に応じて行う、集団感染の発生施設や不特定多数の者が集まる等の感染リスクが高まる場所等への外出自粛や、都道府県間の移動自粛要請に、必要な協力を行う。

また、町は、まん延防止等重点措置として、県が行う、重点区域³³において営業時間が変更されている業態に属する事業が行われている場所への外出自粛要請³⁴や、緊急事態措置として、新型インフルエンザ等緊急事態において生活の維持に必要な場合を除き、不要不急に居宅等から外出しないこと等の要請³⁵に、必要な協力を行う。

3-1-2. 基本的な感染対策に係る要請等

町は、県と連携して、町民等に対し、換気、マスク着用等の咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染対策、時差出勤やテレワーク、オンライン会議の活用等の取組を勧奨し、必要に応じ、その徹底を要請する。

³² 特措法第24条第9項の規定に基づく要請

³³ 特措法第31条の6第1項第2号に規定するまん延防止等重点措置を実施すべき区域をいう。

³⁴ 特措法第31条の8第2項

³⁵ 特措法第45条第1項

3-1-3. 事業者や学校等に対する要請

3-1-3-1. 営業時間の変更や休業要請等

町は、県が必要に応じて行うまん延防止等重点措置として、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対する営業時間の変更³⁶の要請に必要な協力を行う。また、緊急事態措置として、学校等の多数の者が利用する施設³⁷を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者(以下「施設管理者等」という。)に対する施設の使用制限(人数制限や無観客開催)や停止(休業)等の要請³⁸に必要な協力を行う。

3-1-3-2. まん延の防止のための措置の要請

町は、まん延防止等重点措置又は緊急事態措置による要請の対象事業者や施設管理者等に対し、県が必要に応じて行う、従業員に対する検査勧奨その他の新型インフルエンザ等のまん延を防止するために必要な措置を講ずることの要請³⁹に、必要な協力を行う。

3-1-3-3. 学級閉鎖・休校等の要請

県は、感染状況、病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を踏まえ、必要に応じて学校・保育施設等における感染対策の実施に資する情報提供・共有を行う。また、県は、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)に基づく臨時休業⁴⁰(学級閉鎖、学年閉鎖又は休校)等を地域の感染状況等に鑑み適切に行うよう学校の設置者等に要請する。町は、要請に応じて適切な対応をする。

3-1-4. 公共交通機関に対する要請

3-1-4-1. 基本的な感染対策に係る要請等

町は、県と連携して、公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼び掛け等適切な感染対策を講ずるよう要請する。

³⁶ 特措法第31条の8第1項

³⁷ 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令(平成25年政令第122号)第11条に規定する施設に限る。

³⁸ 特措法第45条第2項

³⁹ 特措法第31条の8第1項および第45条第2項

⁴⁰ 学校保健安全法第20条

第4節 ワクチン

第1 準備期

(1)目的

ワクチンの接種体制について、新型インフルエンザ等が発生した場合に円滑な接種を実現するために、町、医療機関、事業者等とともに、必要な準備を行う。

(2)所要の対応

1-1. ワクチンの接種に必要な資材

町は、平時から予防接種に必要な資材の確保方法等の確認を行い、接種を実施する場合に速やかに確保できるよう準備する。

1-2. ワクチンの供給体制

町は、実際にワクチンを供給するに当たっては、ワクチン配送事業者のシステムへの事前の登録が必要になる可能性があるため、随時事業者の把握をするほか、医療機関単位のワクチン分配量を決定する必要もあることから、県の協力を得て、町の医療機関と密に連携し、ワクチンの供給量が限定された状況に備え、ワクチンの供給量に応じた医療機関ごとの分配量を想定する。

1-3. 接種体制の構築

1-3-1. 接種体制

町は、県や医療機関等と連携し、接種に必要な人員、会場、資材等を含めた接種体制の構築に必要な訓練を平時から行う。

1-3-2. 特定接種

新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員が所属する市町が実施主体となり、原則として集団的な接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう準備期から接種体制の構築を図る。

町は、国からの要請を踏まえ、特定接種の対象となり得る者に対し、集団的な接種を原則として、速やかに特定接種が実施できるよう、接種体制を構築する。

1-3-3. 住民接種

町は、国の方針を踏まえ、迅速な予防接種等を実現するため、平時から以下のとおり準備を行う。

① 町は、国や県の協力を得ながら、町民に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

ア 町は、住民接種については、国および県の協力を得ながら、希望する町民全員が速やかに接種することができるよう、求められる対応を想定し、パンデミック時にワクチン接種の円

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組
第4節 ワクチン

滑な実施が可能となるよう、以下に列挙する事項等の接種に必要な資源等を明確にした上で、医師会等と連携の上、接種体制について検討を行う。また、必要に応じ、接種体制の構築や接種会場において円滑な接種を実施できるよう接種の流れを確認するシミュレーションを行う。

○接種対象者数
○町の人員体制の確保
○医師、看護師、受付担当者等の医療従事者等の確保
○接種場所の確保(医療機関、保健福祉センター、学校等)および運営方法の策定
○接種に必要な資材等の確保
○国、県および町間や、医師会等の関係団体への連絡体制の構築
○接種に関する町民への周知方法の策定

イ 町は、医療従事者や高齢者施設の従事者、高齢者等の接種対象者数を推計しておく等、住民接種のシミュレーションを行うことが必要である。また、社会福祉施設等の入所者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、保健衛生・福祉部局等が連携し、これらの方への接種体制を検討する。

図表 3 接種対象者の試算方法の考え方

	住民接種対象者試算方法		備考
総人口	人口統計(総人口)	A	
基礎疾患のある町民	町の人口の7%	B	
妊婦	母子健康手帳届出数	C	
幼児	人口統計(1-6歳未満)	D	
乳児	人口統計(1歳未満)	E1	
乳児保護者※	人口統計(1歳未満)×2	E2	乳児の両親として、対象人口の2倍に相当
小学生・中学生・高校生相当	人口統計(6歳-18歳未満)	F	
高齢者	人口統計(65歳以上)	G	
成人	町の人口統計から上記の人数を除いた人数	H	$A-(B+C+D+E1+E2+F+G)=H$

※乳児(1歳未満の者)が接種不可の場合、その保護者を接種対象者として試算する。

ウ 町は、医療従事者の確保について、接種方法(集団的接種個別接種)や会場の数、開設時間の設定等により、必要な医療従事者の数や期間が異なることから、接種方法等に応じ、必要な医療従事者数を算定する。特に、接種対象者を1か所に集めて実施する集団的接種においては、多くの医療従事者が必要であることから、医師会や医療機関等の協力を得てそ

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組

第4節 ワクチン

の確保を図り、個別接種、集団的接種いずれの場合も、地域の医療機関等との協力の下、接種体制が構築できるよう、事前に合意を得る。

エ 町は、接種場所の確保について、各接種会場の対応可能人数等を推計するほか、各接種会場について、受付場所、待合場所、問診を行う場所、接種を実施する場所、経過観察を行う場所、応急処置を行う場所、ワクチンの保管場所および調剤(調製)場所、接種の実施に当たる人員の配置のほか、接種会場の入口から出口の導線に交差がなく、かつそれぞれの場所で滞留が起こらないよう配置を検討する。また、調製後のワクチンの保管では室温や遮光など適切な状況を維持できるよう配慮する。なお、接種会場の運営等、医師および看護師の配置については、町が直接行うほか、医師会等に業務の運営を委託することも検討する。

- ② 町は、円滑な接種の実施のため、県と連携して、居住する市町以外の地方公共団体における接種を可能にするよう取組を進める。
- ③ 町は、速やかな接種のため、医療関係者や学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や接種の場所、接種の時期の周知・予約等の接種の具体的な実施方法について準備を進める。

1-4. 情報提供・共有

1-4-1. 町民への対応

町は、予防接種の意義や制度の仕組み等についての啓発を行うとともに、国から情報提供・共有された新型インフルエンザ等対策におけるワクチンの役割や有効性および安全性、供給体制・接種体制、接種対象者、接種順位の在り方、接種後の副反応や健康被害等の基本的な情報、接種に係る差別等の防止について、町ホームページや SNS 等を通じて情報提供・共有を行い、町民等の理解促進を図る。

1-4-2. 町における対応

町は、県の支援を受け、定期の予防接種の実施主体として、医療機関との連携の下に、適正かつ効率的な予防接種の実施、健康被害の救済および町民への情報提供等を行う。

1-4-3. 衛生部局以外の分野との連携

衛生部局は、予防接種施策の推進に当たり、医療関係者および衛生部局以外の関係署等との連携および協力が重要であり、その強化に努める。

また、児童生徒に対する予防接種施策の推進に当たっては、学校保健との連携が不可欠であり、衛生部局は、教育委員会等との連携を進め、例えば、必要に応じて学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第11条に規定する就学時の健康診断および第13条第1項に規定する児童生徒等の健康診断の機会を利用して、予防接種に関する情報の周知を教育委員会や学校に依頼する等、予防接種施策の推進に資する取組に努める。

1-5. DX の推進

町は、国が構築する接種記録、ワクチンの分配、副反応報告等に係るシステム等を活用し円滑な接種につなげる。

第2 初動期

(1)目的

準備期からの取組に基づき、国における必要なワクチンの確保・供給を踏まえ、接種体制を構築し、速やかな予防接種へとつなげる。

(2)所要の対応

2-1. 接種体制

2-1-1. 接種体制の準備

町は、国が特定接種または住民接種の実施を見据えて整理した、接種の優先順位の考え方を基に、接種体制等の必要な準備を行う。

2-1-2. 接種体制の構築

町は、接種会場や接種に携わる医療従事者等の確保等、接種体制の構築を行う。

2-1-3. 特定接種

接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、接種体制を構築する国、県および町は、地域医療機関等の協力を得て、その確保を図る。また、町は、接種体制を構築する登録事業者に対して、医療従事者の確保に向けて医療機関等の調整が得られるよう必要な支援を行う。

2-1-4. 住民接種

- ① 町は、目標となる接種ペースに応じた接種を速やかに開始できるよう、住民基本台帳に基づく人口や年齢等の情報、接種記録等を管理するシステム基盤等を通じて接種予定数の把握を行い、接種の勧奨方法や予約の受付方法について検討するとともに、接種に必要な資材等の確保に向けた調整を開始する。
- ② 町は、接種の準備に当たっては、予防接種業務所管部局の平時の体制で想定している業務量を大幅に上回る業務量が見込まれるため、組織・人事管理などを担う部局も関与した上で、全庁的な実施体制の確保を行う。
- ③ 町は、予防接種を実施するために必要な業務を洗い出し、各業務の担当部門を決定した上で、それぞれの業務について、必要な人員数の想定、個人名入り人員リストの作成、業務内容に係る事前の説明の実施、業務継続が可能なシフトの作成などを行い、業務の優先順位および内容に応じて必要な人員の確保および配置を行う。また、県と連携して、予防接種の円滑な

推進を図る。なお、接種会場のスタッフ、データ入力等、外部委託できる業務については積極的に外部委託するなど、業務負担の軽減策も検討する。

- ④ 接種には多くの医療従事者の確保が必要となることから、町は、県と連携して、地域の医療機関等の協力を得て、その確保を図る。
- ⑤ 町は、接種が円滑に行われるよう、地域の実情に応じて、地域の医療機関、近隣自治体等と接種実施医療機関の確保について協議を行う。その際、あわせて、接種実施医療機関等において、診療時間の延長や休診日の接種等も含め、多人数への接種を行うことのできる体制を確保するほか、必要に応じ、町保健福祉センター、学校など公的な施設等の医療機関以外の会場を活用し、医療機関等の医師・看護師等が当該施設等において接種を行うことについても協議を行う。
- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、県と連携して、接種体制を構築する。
- ⑦ 町は、医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、当該接種会場の運営方法を検討し、医療従事者以外の運営要員の確保を進める。なお、臨時的接種会場を設ける場合は、当該接種会場において、ワクチンの配送や予約管理など、必要な設備の整備等の手配を行う。
- ⑧ 町は、医療機関等以外の臨時的接種会場を設ける場合は、医療法に基づく診療所開設の許可・届出が必要となり、接種方法や会場の数、開設時間枠の設定により、必要な医師数や期間が異なることから、地域の実情に合わせて、必要な医療従事者数を算定する。なお、具体的な医療従事者等の数の例としては、予診・接種に関わる者として、予診を担当する医師1名、接種を担当する医師又は看護師1名、薬液充填および接種補助を担当する看護師又は薬剤師等1名を1チームとすることや接種後の状態観察を担当する者を1名おくこと（接種後の状態観察を担当する者は可能であれば看護師等の医療従事者が望ましい。）、その他、検温、受付・記録、誘導・案内、予診票確認、接種済証の発行などについては、事務職員等が担当することなどを検討する。
- ⑨ 町は、接種会場での救急対応については、被接種者にアナフィラキシーショックやけいれん等の重篤な副反応がみられた際に、応急治療ができるための救急処置用品として、例えば、血圧計、静脈路確保用品、輸液、アドレナリン製剤・抗ヒスタミン剤・抗けいれん剤・副腎皮質ステロイド剤等の薬液等が必要であることから、県と連携して、薬剤購入等に関してはあらかじめ地域の医療機関等と協議の上、物品や薬剤の準備を行い、常時対応が可能となるよう、救急処置用品について適切な管理を行う。また、実際に重篤な副反応が発生した場合、発症者の速やかな治療や搬送に資するよう、あらかじめ、会場内の従事者について役割を確認するとともに、県、県医師会等の医療関係者や消防機関等の協力を得ながら、地域の医療機関との調整を行い、搬送先となる接種会場近傍の二次医療機関等を選定して、医療関係者と共有することにより、適切な連携体制を確保する。アルコール綿、医療廃棄物容器等については、原則として全て町が準備する。なお、事前に町で全てを準備・備蓄することが困難と判明した場合は、県や関係機関等と協議し、事前に検討する。また、町が独自で調達する場合は、あらかじめその方

法を関係機関と協議し、事前の準備を進める。具体的に必要物品としては、以下のようなものが想定されるため、会場の規模やレイアウトを踏まえて必要数等を検討する。

図表 4 接種会場において必要と想定される物品

【準備品】	【医師・看護師用用品】
<input type="checkbox"/> 消毒用アルコール綿 <input type="checkbox"/> トレイ <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> 医療廃棄物容器、針捨て容器 <input type="checkbox"/> 手指消毒剤 <input type="checkbox"/> 救急用品	<input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 使い捨て手袋(S・M・L) <input type="checkbox"/> 使い捨て舌圧子 <input type="checkbox"/> 膿盆 <input type="checkbox"/> 聴診器 <input type="checkbox"/> ペンライト
※接種会場の救急体制を踏まえ、必要な物品を準備すること。代表的な物品を以下に示す。	【文房具類】
<input type="checkbox"/> 血圧計等 <input type="checkbox"/> 静脈路確保用品 <input type="checkbox"/> 輸液セット <input type="checkbox"/> 生理食塩水 <input type="checkbox"/> アドレナリン製剤、抗ヒスタミン剤、抗けいれん剤、副腎皮質ステロイド剤等の薬液	<input type="checkbox"/> ボールペン(赤・黒) <input type="checkbox"/> 日付印 <input type="checkbox"/> スタンプ台 <input type="checkbox"/> はさみ
	【会場設営物品】
	<input type="checkbox"/> 机 <input type="checkbox"/> 椅子 <input type="checkbox"/> スクリーン <input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 冷蔵庫／保冷バッグ・保冷剤 <input type="checkbox"/> ワクチン保管用冷凍庫・冷蔵庫 <input type="checkbox"/> 耐冷手袋等

- ⑩ 町は、感染性産業廃棄物が運搬されるまでの保管や処理については、国のガイドラインに基づき、必要な措置を講じ適切に対応する。
- ⑪ 町は、感染予防の観点から、接種会場において、接種経路の設定に当たっては、ロープなどにより進行方向に一定の流れをつくることや、予診票の記入漏れや予防接種の判断を行うに際し、接種の流れが滞ることがないように配慮する。また、会場の確保については、被接種者が一定の間隔を取ることができるように広い会場を確保することや要配慮者への対応が可能なように準備を行う。

2-2. ワクチンの接種に必要な資材

町は、必要と判断し準備した資材について、適切に確保する。

第3 対応期

(1)目的

町は、国が確保したワクチンを円滑に流通させ、構築した接種体制に基づき迅速に接種できるようにする。また、ワクチンを接種したことによる症状等についても適切な情報収集を行うとともに、健康被害の迅速な救済に努める。

あらかじめ計画した供給体制および接種体制に基づき、ワクチンの接種を実施する。また、実際の供給量や医療従事者等の体制を踏まえ関係者間で随時の見直しを行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

(2)所要の対応

3-1. ワクチン等の流通体制の確認

町は、国や県が構築するワクチンの流通体制を確認する。

3-2. ワクチンや必要な資材の供給

- ① 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの流通、需要量および供給状況の把握について、接種開始後はワクチン等の使用実績等を踏まえ、特定の医療機関等に接種を希望する者が集中しないように、ワクチンの割り当て量の調整を行う。
- ② 町は、国からの要請を受けて、ワクチンについて、町に割り当てられた量の範囲内で、接種実施医療機関等の接種可能量等に応じて割り当てを行う。
- ③ 町は、国からの要請を受けて、ワクチンの供給に滞りや偏在等が生じた場合には、それらの問題を解消するために、県を中心に関係者に対する聴取や調査等を行い、在庫状況を含む偏在等の状況を把握した上で、地域間の融通等を行う。なお、ワクチンの供給の滞りや偏在等については、特定の製品を指定することが原因であることが少なからずあるため、他の製品を活用することも含めて地域間の融通等もあわせて行う。

3-3. 接種体制

- ① 町は、初動期に構築した接種体制に基づき接種を行う。
- ② 町は、追加接種を行う場合においても、混乱なく円滑に接種が進められるよう、県および医療機関と連携して、接種体制の継続的な整備に努める。

3-3-1. 特定接種

町は、国の特定接種の実施方針を踏まえ、国および県と連携し、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員の対象者に集団的な接種を行うことを基本として、本人の同意を得て特定接種を行う。

3-3-2. 住民接種

3-3-2-1. 予防接種体制の構築

- ① 町は、町民が速やかに接種を受けられるよう、県と連携し、準備期および初動期において整理・構築した接種体制に基づき、具体的な接種体制の構築を進める。
- ② 町は、接種状況等を踏まえ、接種の実施会場の追加等を検討する。
- ③ 町は、各会場において予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の設備、接種に要する資材(副反応の発生に対応するためのものを含む。)等を確保する。
- ④ 町は、発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適当な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等による周知する、および接種会場において掲示等により注意喚起する等により、接種会場における感染対策を図る。また、医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスク等も考慮して、接種を実施する場合であっても、予診および副反応に関する情報提供をより慎重に行う。
- ⑤ 町は、医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行うよう周知する。ただし、在宅医療を受療中の患者や、社会福祉施設等の入居者等、医療機関における接種が困難な場合、医療機関と協議の上、訪問による接種も検討する。
- ⑥ 町は、高齢者支援施設、社会福祉施設等に入所中の者など、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、接種体制を確保する。

3-3-2-2. 接種に関する情報提供・共有

町は、予約受付体制を構築し、接種を開始するとともに、国からの要請を受けて、国に対し、接種に関する情報提供・共有を行う。

3-3-2-3. 接種体制の拡充

町は、感染状況を踏まえ、必要に応じて町保健福祉センター等を活用した医療機関以外の接種会場の増設等を検討する。また、高齢者施設等の入所者等、接種会場での接種が困難な者が接種を受けられるよう、町の保健福祉部局等や医療機関等の関係団体と連携し、接種体制を確保する。

3-3-2-4. 接種記録の管理

国、県および町は、地方公共団体間で接種歴を確認し、接種誤りを防止できるよう、また、接種を受けた町民が当該接種に係る記録を閲覧できるよう、準備期に国が整備したシステムを活用し、接種記録の適切な管理を行う。

3-4. 健康被害に対する速やかな救済

- ① 予防接種法に基づく予防接種により健康被害が生じた場合、被接種者等からの申請に基づき、審査会において予防接種と健康被害との因果関係について審査を行い、その結果に基づき給付が行われる。給付の実施主体は、住民接種の場合は町となる。
- ② 住民接種の場合、接種した場所が住所地以外でも、健康被害救済の実施主体は、予防接種法第15条第1項に基づき、健康被害を受けた者が接種時に住民票を登録していた町となる。
- ③ 町は、予防接種健康被害救済制度について被接種者へ情報提供を行い、申請を受け付けるほか、申請を行おうとする被接種者等からの相談への対応を適切に行う。

3-5. 情報提供・共有

3-5-1. 町民への情報提供・共有について

- ① 町は、自らが実施する予防接種に係る情報(接種日程、会場、副反応疑い報告や健康被害救済申請の方法等)に加え、国や県が情報提供・共有する予防接種に係る情報について町民への周知・共有を行う。
- ② 町は、地域における接種に対応する医療機関の情報、接種の状況、各種相談窓口など、必要な情報提供を行うことを検討する。
- ③ パンデミック時においては、特定接種および住民接種に関する広報を推進する必要がある一方で、定期の予防接種の接種率が低下し、定期の予防接種の対象疾病のまん延が生じないようには必要があることから、町は、引き続き定期の予防接種の必要性等の周知に取り組む。

3-5-2. 特定接種に係る対応

町は、町民に対し、具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口(コールセンター等)の連絡先など、接種に必要な情報を提供する。

3-5-3. 住民接種に係る対応

- ① 町は、町民からの基本的な相談に応じる。
- ② 特措法第27条の2第1項に基づく住民接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。
 - ア 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。
 - イ ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組
第4節 ワクチン

- ウ ワクチンの有効性・安全性については、当初の情報が限られ、接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。
 - エ 平時の予防接種では実施していない接種体制がとられることとなり、そのための混乱も起こり得る。
- ③ これらを踏まえ、広報に当たっては、町は、次のような点に留意する。
- ア 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝える。
 - イ ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝える。
 - ウ 接種の時期、方法など、町民一人一人がどのように対応するべきかについて、分かりやすく伝える。

第5節 保健

第1 準備期

(1)目的

町は、効果的な新型インフルエンザ等対策を実施するため、平時から情報収集体制や人員体制の構築、新型インフルエンザ等の発生時に優先的に取り組む業務の整理、ICTの活用等を通じた業務効率化・省略化を行いながら、地域における新型インフルエンザ等対策を推進する。

町は、感染症の発生情報や地域における医療の提供状況等の情報を収集する体制を平時から構築する。また、感染症危機発生時に備えた研修、感染症危機に対する迅速かつ適切な危機管理を行うことができる人材の中長期的な育成、外部人材の活用も含めた必要な人材の確保、業務量の想定、必要な機器および機材の整備、物品の備蓄等を行うことにより、有事にその機能を果たすことができるようにする。

(2)所要の対応

1-1. 人材の確保

- ① 町は、感染症対応が可能な専門職を含む人材の確保等に関する体制を構築する。
- ② 町は、県からの要請により、保健所や他の市町への応援派遣について、必要に応じて検討する。

1-2. 研修等を通じた人材育成

1-2-1. 研修等の実施

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、国や県の研修等を積極的に活用しつつ、人材育成に努める。

1-3. 地域における情報提供・共有、リスクコミュニケーション

町は、国や県から提供された情報や媒体を活用しながら、町の実情に応じた方法で、町民に対して情報提供・共有を行う。また、町民への情報提供・共有方法や、コールセンター等を始め、町民からの相談体制の整備方法、リスクコミュニケーションの在り方について、あらかじめ検討を行い、有事に速やかに感染症情報の町民への情報提供・共有体制を構築できるようにする。

第2 初動期

(1)目的

初動期は町民等が不安を感じ始める時期であり、初動期から迅速に準備を進めることが重要である。

町行動計画等に基づき、有事体制への移行準備を進め、新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表後に迅速に対応できるようにする。

また、町民に対しても、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症の町内での発生を想定したリスクコミュニケーションを開始することにより、町民等の協力を得ながら感染拡大のリスクを低減する。

(2) 所要の対応

2-1. 有事体制への移行準備

- ① 町は、国や県からの要請や助言も踏まえて、町行動計画に基づく有事の体制への移行の準備状況を適時適切に把握し、速やかに体制を立ち上げる。
- ② 町は、県と連携して、感染症有事体制を構成する人員の参集や受援に向けた準備、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)を踏まえた必要な物資・資機材の調達の準備等、感染症有事体制への移行の準備を進める。

2-2. 町民への情報提供・共有の開始

町は、国および県が設置した情報提供・共有のためのホームページ等の町民への周知、県民向けのコールセンター等の設置の情報提供を通じて、町民に対する速やかな情報提供・共有体制を構築する。

第3 対応期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時に、町と県、医療機関等および専門職能団体との役割分担・連携体制を図り、地域の関係機関が連携して感染症危機に対応することで、町民の生命および健康を保護する。

その際、感染症の特徴や病原体の性状(病原性、感染性、薬剤感受性等)、感染状況等を踏まえ、町の実情に応じた柔軟な対応が可能となるようにする。

(2) 所要の対応

3-1. 有事体制への移行

- ① 町は、新型インフルエンザ等の発生状況等に対する町民の理解の増進を図るために必要な情報を県と共有する。
- ② 町は、有事において、県からの応援職員の派遣要請等に対応する体制を立ち上げる。

3-2. 主な対応業務の実施

町は、県、医療機関、消防機関等の関係機関と連携して、以下 3-2-1. から 3-2-3. までに記載する感染症対応業務を実施する。

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組
第5節 保健

3-2-1. 相談対応

町は、相談窓口を設置する等、町民からの相談体制を整備する。有症状者からの相談等、専門的な相談は、必要に応じて県の相談センターにつなげる。

3-2-2. 健康観察および生活支援

- ① 町は、県が実施する健康観察に協力する。
- ② 町は、県から当該患者やその濃厚接触者に関する情報等の共有を受けて、県が実施する食事の提供等の当該患者やその濃厚接触者が日常生活を営むために必要なサービスの提供、またはパルスオキシメーター等の物品の支給に協力する。

3-2-3. 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ① 町は、感染が拡大する時期にあっては、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動等の新型インフルエンザ等の対策について、町民等の理解を深めるため、町民に対し、分かりやすく情報提供・共有を行う。
- ② 町は、高齢者、子ども、日本語能力が十分でない外国人、視覚や聴覚等が不自由な方の情報共有に当たって配慮が必要な者のニーズに応えられるよう、県と連携して、適切な配慮をしつつ、理解しやすい内容や方法で感染症対策や各種支援策の周知広報等を行う。

第6節 物資

第1 準備期

(1)目的

感染症対策物資等は、有事に、検疫、医療、検査等を円滑に実施するために欠かせないものである。そのため、町は、感染症対策物資等の備蓄の推進等⁴¹の必要な準備を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等が確保できるようにする。

(2)所要の対応

1-1. 感染症対策物資等の備蓄⁴²

町は、町行動計画または業務計画に基づき、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に必要な感染症対策物資等を備蓄するとともに、定期的に備蓄状況等を確認する⁴³。

なお、感染症対策物資等の備蓄については、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第49条の規定による物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁴⁴。

第2 初動期

(1)目的

感染症対策物資等の不足により、町民の生命および健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。町は、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

(2)所要の対応

2-1. 感染症対策物資等の備蓄状況等の確認

町は、新型インフルエンザ等の特徴も踏まえた必要な感染症対策物資等の町の備蓄・配置状況を確認する。

第3 対応期

(1)目的

感染症対策物資等の不足により、医療、検査等の実施が滞り、町民の生命および健康への影響が生じることを防ぐことが重要である。町は、感染症対策物資等の需給状況の確認等を適切に行うことにより、有事に必要な感染症対策物資等を確保する。

⁴¹ 備蓄等に当たっては使用推奨期限等に留意すること。

⁴² ワクチン、治療薬および検査物資の備蓄については、それぞれの対策項目の章の記載を参照。

⁴³ 特措法第10条

⁴⁴ 特措法第11条

第3章 新型インフルエンザ等対策の各対策項目の考え方および取組

第6節 物資

(2) 所要の対応

3-1. 備蓄物資等の供給に関する相互協力

町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、必要な物資および資材が不足するときは、国や県、他市町、指定(地方)公共機関等の関係機関が備蓄する物資および資材を互いに融通する等、物資および資材の供給に関し相互に協力するよう努める。

3-2. 不足物資の供給

町は、県が医療機関からの緊急配布要請に応じ、個人防護具が不足する医療機関等に対し、個人防護具の配布を行う場合、必要に応じて協力する。

第7節 町民生活および地域経済の安定の確保

第1 準備期

(1) 目的

新型インフルエンザ等の発生時には、町民の生命および健康に被害が及ぶとともに、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により町民生活および地域経済活動に大きな影響が及ぶ可能性がある。町は、自ら必要な準備を行いながら、事業者や町民等に対し、適切な情報提供・共有を行い、必要な準備を行うことを勧奨する。必要な準備を行うことで、新型インフルエンザ等の発生時に町民生活および地域経済活動の安定を確保するための体制および環境を整備する。

(2) 所要の対応

1-1. 情報共有体制の整備

町は、新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、関係機関との連携や内部部局間での連携のため、必要となる情報共有体制を整備する。

1-2. 支援の実施に係る仕組みの整備

町は、新型インフルエンザ等の発生時の支援の実施に係る行政手続や支援金等の給付・交付等について、DXを推進し、適切な仕組みの整備を行う。その際は、高齢者やデジタル機器に不慣れな方々、外国人等も含め、支援対象に迅速に網羅的に情報が届くようにすることに留意する。

1-3. 物資および資材の備蓄

① 町は、町行動計画に基づき、備蓄する感染症対策物資等のほか、その所掌事務または業務に係る新型インフルエンザ等対策の実施に当たり、必要な食料品や生活必需品等を備蓄する⁴⁵。

なお、備蓄については、災害対策基本法第49条の規定による物資および資材の備蓄と相互に兼ねることができる⁴⁶。

② 町は、事業者や町民に対し、新型インフルエンザ等の発生に備え、マスクや消毒薬等の衛生用品、食料品や生活必需品等の備蓄を行うことを勧奨する。

1-4. 生活支援を要する者への支援等の準備

① 町は、県と連携して、新型インフルエンザ等の発生時における、高齢者、障がい者等の要配慮者等への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続を決めておく。

⁴⁵ 特措法第10条

⁴⁶ 特措法第11条

- ② 町は、各地域における官民連携の支援体制の確立や連絡網を整備する等の速やかな連絡体制の構築に努める。

1-5. 火葬体制の構築

町は、県の火葬体制を踏まえ、域内における火葬の適切な実施ができるよう調整を行うものとする。その際には戸籍事務担当部局等との調整を行う。

第2 初動期

(1)目的

町は、新型インフルエンザ等の発生に備え、必要な対策の準備等を行い、事業者や町民等に、事業継続のための感染対策等の必要となる可能性のある対策の準備等を呼び掛ける。また、新型インフルエンザ等が発生した場合には、速やかに所要の対応を行い、町民生活および地域経済活動の安定を確保する。

(2)所要の対応

2-1. 生活関連物資等の安定供給に関する町民等および事業者への呼び掛け

町は、県と連携して、町民等に対し、生活関連物資等(食料品や生活必需品その他の町民生活との関連性が高い物資または地域経済上重要な物資をいう。以下同じ。)の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、県が、事業者に対して、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占めおよび売惜しみを生じさせないよう要請するにあたって、町は、必要な協力を行う。

2-2. 遺体の火葬・安置

町は、県を通じて国からの要請に基づき、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。

第3 対応期

(1)目的

町は、準備期での対応を基に、町民生活および地域経済活動の安定を確保するための取組を行う。また、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じた影響を緩和するため、必要な支援および対策を行う。

各主体がそれぞれの役割を果たすことにより、町民生活および地域経済活動の安定を確保する。

(2) 所要の対応

3-1. 町民生活の安定の確保を対象とした対応

3-1-1. 生活関連物資等の安定供給に関する町民等および事業者への呼び掛け

町は、県と連携して、町民等に対し、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼び掛けるとともに、県が事業者に対して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみを生じさせないよう要請するにあたって、町は、必要な協力を行う。

3-1-2. 心身への影響に関する施策

町は、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置により生じ得る心身への影響を考慮し、必要な施策(自殺対策、メンタルヘルス対策、孤独・孤立対策、高齢者のフレイル予防、こどもの発達・発育に関する影響への対応等)を講ずる。

3-1-3. 生活支援を要する者への支援

町は、国の要請を踏まえ、高齢者、障がい者等の要配慮者に必要に応じ生活支援(見回り、介護、訪問診療、食事の提供等)、搬送、死亡時の対応等を行う。

3-1-4. 教育および学びの継続に関する支援

町は、新型インフルエンザ等対策として、学校の使用の制限⁴⁷やその他長期間の学校の臨時休業の要請等がなされた場合は、必要に応じ、教育および学びの継続に関する取組等の必要な支援を行う。

3-1-5. 犯罪の予防・取締り

町は、混乱に乗じて発生が予想される各種犯罪を防止するため、犯罪情報の集約に努め、広報啓発活動を推進する。

3-1-6. 生活関連物資等の価格の安定等

① 町は、県と連携して、町民生活および地域経済の安定のために、物価の安定および生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占めおよび売惜しみが生じないよう、適切な行動を呼び掛けるとともに、県が、事業者に対して、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また買占めおよび売惜しみを生じさせないよう要請するにあたって、町は、必要な協力を行う。

② 町は、県と連携して、生活関連物資等の需給・価格動向や実施した措置の内容について、町民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、町民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

⁴⁷ 特措法第45条第2項

- ③ 町は、生活関連物資等の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、町行動計画に基づき、適切な措置を講ずる。
- ④ 町は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町民生活との関連性が高い物資若しくは役務または地域経済上重要な物資若しくは役務の価格の高騰または供給不足が生じ、または生じるおそれがあるときは、生活関連物資等の買占めおよび売惜しみに対する緊急措置に関する法律(昭和48年法律第48号)、国民生活安定緊急措置法(昭和48年法律第121号)、物価統制令(昭和21年勅令第118号)その他の法令の規定に基づく措置に必要な協力をする等、適切な措置を講ずる⁴⁸。
- ⑤ 町は、マスク等の感染症対策物資の不足により、町民がマスク等を入手しづらい状況が生じた場合は、必要に応じ、購入支援等の対策を検討する。

3-1-7. 埋葬・火葬の特例等

- ① 町は、県を通じて国からの要請に基づき、町が運営する「今庄斎場」において、可能な限り火葬炉を稼働させる。
- ② 町は、遺体の搬送作業および火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて、臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。
- ③ 町は、県の要請を受けて、区域内で火葬を行うことが困難と判断された近隣自治体に対して広域火葬の応援・協力をを行う。
- ④ 町は、県を通じて国からの要請に基づき、死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、一時的に遺体を安置する施設等を直ちに確保する。
- ⑤ あわせて町は、遺体の保存作業のために必要となる人員等を確保する。
- ⑥ 万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合には、町は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、円滑に火葬が行われるよう努める。
- ⑦ 新型インフルエンザ等緊急事態において、埋葬または火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、国が定める地域や期間においては、いずれの自治体においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、町は、当該特例に基づき埋火葬に係る手続を行う。
- ⑧ 町は、遺体の埋葬および火葬について、墓地、火葬場等に関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、遺体の搬送の手配等を実施する。

48 特措法第59条

3-2. 地域経済活動の安定の確保を対象とした対応

3-2-1. 事業者に対する支援

町は、新型インフルエンザ等および新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置による事業者の経営および町民生活への影響を緩和し、町民生活および地域経済の安定を図るため、当該影響を受けた事業者を支援するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を、公平性にも留意し、効果的に講ずる⁴⁹。

3-2-2. 町民生活および地域経済の安定に関する措置

水道事業者、水道用水供給事業者および工業用水道事業者である町および町が定めた指定給水装置工事事業者は、新型インフルエンザ等緊急事態において、町行動計画に基づき、水を安定的かつ適切に供給するため必要な措置を講ずる⁵⁰。

⁴⁹ 特措法第63条の2第1項

⁵⁰ 特措法第52条および第53条

用語解説

用語	解説
医療措置協定	感染症法第 36 条の3第1項に規定する都道府県と当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関との間で締結される協定。
疫学	健康に関連する状態や事象の集団中の分布や決定要因を研究し、かつ、その研究成果を健康問題の予防やコントロールのために適用する学問。
患者	新型インフルエンザ等感染症の患者(新型インフルエンザ等感染症の疑似症患者であって当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のあるものおよび無症状病原体保有者を含む。)、指定感染症の患者または新感染症の所見がある者。
患者等	患者および感染したおそれのある者。
感染症インテリジェンス	感染症による公衆衛生リスクを探知、評価し、予防や制御方法を決定するため、あらゆる情報源から感染症に関するデータを体系的かつ包括的に収集、分析、解釈し、政策上の意思決定および実務上の判断に活用可能な情報(インテリジェンス)として提供する活動。
感染症危機	国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型インフルエンザ等が全国的かつ急速にまん延し、国民の生命および健康ならびに国民生活および国民経済に重大な影響が及ぶ事態。
感染症指定医療機関	政府行動計画および県行動計画と同様に本計画においては、感染症法第6条第 12 項に規定する感染症指定医療機関のうち、「特定感染症指定医療機関」、「第一種感染症指定医療機関」および「第二種感染症指定医療機関」に限るものを指す。
感染症対策物資等	感染症法第 53 条の 16 第1項に規定する医薬品(医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号)第2条第1項に規定する医薬品)、医療機器(同条第4項に規定する医療機器)、個人防護具(着用することによって病原体等にばく露することを防止するための個人用の道具)、その他の物資ならびにこれらの物資の生産に必要不可欠であると認められる物資および資材。
季節性インフルエンザ	インフルエンザウイルスのうち抗原性が小さく変化しながら毎年国内で冬季を中心に流行を引き起こすA型またはA型のような毎年の抗原変異が起こらないB型により引き起こされる呼吸器症状を主とした感染症。

基本的対処方針	特措法第 18 条の規定に基づき、新型インフルエンザ等への基本的な対処の方針を定めたもの。
業務継続計画	不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画。
緊急事態宣言	特措法第 32 条第1項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言のこと。新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼし、またはそのおそれがある事態が発生したと認めるときに、同項の規定に基づき、当該事態が発生した旨および緊急事態措置を実施すべき期間、区域およびその内容を公示すること。
緊急事態措置	特措法第2条第4号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置のこと。国民の生命および健康を保護し、ならびに国民生活および国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするため、国、地方公共団体ならびに指定公共機関および指定地方公共機関が特措法の規定により実施する措置。例えば、生活の維持に必要な場合を除きみだりに居宅等から外出しないことを要請することや、多数の者が利用する施設の使用の制限または停止等を要請すること等が含まれる。
健康観察	感染症法第 44 条の3第1項または第2項の規定に基づき、都道府県知事または保健所設置市等の長が、当該感染症にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者または当該感染症の患者に対し、健康状態について報告を求めること。
検査等措置協定	感染症法第 36 条の6第1項に規定する新型インフルエンザ等に係る検査を提供する体制の確保や宿泊施設の確保等を迅速かつ適確に講ずるため、病原体等の検査を行っている機関や宿泊施設等と締結する協定。
個人防護具	マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。
指定(地方)公共機関	特措法第2条第7号に規定する指定公共機関および同条第8号に規定する指定地方公共機関。電気、ガス、鉄道等の社会インフラや医療、金融、通信等に関連する事業者が指定されている。

住民接種	特措法第 27 条の2の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国民の生命および健康に著しく重大な被害を与え、国民生活および国民経済の安定が損なわれることのないようにするため緊急の必要があると認めるときに、対象者および期間を定め、予防接種法第6条第3項の規定に基づき実施する予防接種のこと。
新型インフルエンザ等	感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症(感染症法第 14 条の報告に係るものに限る。)および感染症法第6条第9項に規定する新感染症(全国かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。 政府行動計画と同様に本計画においては、新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症について、その発生の情報を探知した段階より、本用語を用いる。
新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表	感染症法第 44 条の2第1項、第 44 条の7第1項または第 44 条の10 第1項の規定に基づき、厚生労働大臣が感染症法第 16 条第1項に定める情報等を公表すること。
新型インフルエンザ等緊急事態	特措法第 32 条に規定する新型インフルエンザ等が国内で発生し、その全国かつ急速なまん延により国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼし、または及ぼすおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態。
新興感染症	かつて知られていなかった、新しく認識された感染症で、局地的あるいは国際的に、公衆衛生上問題となる感染症。
積極的疫学調査	感染症法第 15 条の規定に基づき、患者、疑似症患者、無症状病原体保有者等に対し、感染症の発生の状況、動向および原因を明らかにするために行う調査。
相談センター	新型インフルエンザ等の発生国・地域からの帰国者等または患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等がある方からの相談に応じるための電話窓口。
双方向のコミュニケーション	地方公共団体、医療機関、事業者等を含む国民等が適切に判断・行動することができるよう、国による一方向の情報提供だけでなく、多様な手段を活用して情報の受取手の反応や関心を把握・共有して行うコミュニケーション。
登録事業者	特措法第 28 条に規定する医療の提供の業務または国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの。

特定新型インフルエンザ等対策	特措法第2条第2号の2に規定する特定新型インフルエンザ等対策のこと。地方公共団体が特措法および感染症法の規定により実施する措置であって、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため特に必要があるものとして新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第1条に規定するもの。
特定接種	特措法第28条の規定に基づき、医療の提供ならびに国民生活および国民経済の安定を確保するため、国が緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種のこと。
濃厚接触者	感染した人と近距離で接触したり、長時間接触したりして新型インフルエンザ等にかかっていると疑うに足りる正当な理由のある者。
パルスオキシメーター	皮膚を通した光の吸収値で酸素飽和度を測定する医療機器。
パンデミックワクチン	流行した新型インフルエンザ等による発症・重症化を予防するために開発・製造されるワクチン。
フレイル	身体性脆弱性のみならず精神・心理的脆弱性や社会的脆弱性等の多面的な問題を抱えやすく、自立障害や死亡を含む健康障害を招きやすいハイリスク状態を意味する。
プレパンデミックワクチン	将来パンデミックを生じるおそれが高くあらかじめワクチンを備蓄しておくことが望まれるウイルス株を用いて開発・製造するワクチン。新型インフルエンザのプレパンデミックワクチンについては、新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン。
まん延防止等重点措置	特措法第2条第3号に規定する新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置のこと。第31条の8第1項の規定に基づき、新型インフルエンザ等が国内で発生し、特定の区域において、国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要があるものとして政令で定める要件に該当する事態が発生したと認めるとき、国が公示した期間において、当該区域を管轄する都道府県が講ずる措置。例えば、措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、営業時間の変更等を要請すること等が含まれる。
有事	新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性のある感染症の発生の情報を探知した段階から特措法第21条に規定する政府対策本部の廃止までをいう。

用語解説

予防計画	感染症法第 10 条に規定する都道府県および保健所設置市等が定める感染症の予防のための施策の実施に関する計画。
リスクコミュニケーション	個人、機関、集団間での情報や意見のやりとりを通じて、リスク情報とその見方の共有を目指す活動であり、適切なリスク対応(必要な情報に基づく意思決定・行動変容・信頼構築等)のため、多様な関与者の相互作用等を重視した概念。
EBPM	エビデンスに基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making の略)。①政策目的を明確化させ、②その目的達成のため本当に効果が上がる政策手段は何か等、政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)を明確にし、③このつながりの裏付けとなるようなデータ等のエビデンス(根拠)を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を明確にする取組。
ICT	Information and Communication Technology の略。情報(information)や通信(communication)に関する技術の総称。利用者の接点となる機器・端末、電気通信事業者や放送事業者等が提供するネットワーク、クラウド・データセンター、動画・音楽配信等のコンテンツ・サービス、さらにセキュリティや AI 等が含まれる。
PCR	ポリメラーゼ連鎖反応(Polymerase Chain Reaction の略)。DNA を増幅するための原理であり、特定の DNA 断片(数百から数千塩基対)だけを選択的に増幅させることができる。
5類感染症	感染症法第6条第6項に規定する感染症。新型コロナは、2023年5月8日に5類感染症に位置付けられた。